

欧州グリーン・ディールの概要と
循環型プラスチック戦略にかかわる
EU および加盟国のルール形成と企業の取り組み動向

2020 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

欧州ロシアCIS課

ブリュッセル事務所

ウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長率いる新欧州委員会が 2019 年 12 月に発足した。発足前から大きな注目を集めていたのが、同委員長が新欧州委員会の目玉政策と位置付ける「欧州グリーン・ディール」である。

欧州グリーン・ディールは、EU として 2050 年に、温室効果ガス排出が実質ゼロとなる「気候中立」を達成するという目標を掲げ、2030 年に向けた EU 気候目標の引き上げやそれに伴う関連規制の見直しなど行動計画を取りまとめたものである。環境政策であると同時に、エネルギー、産業、運輸、生物多様性、農業など、広範な政策分野を対象とし、欧州経済社会の構造転換を図る包括的な新経済成長戦略となっている。

また、欧州委員会は 2020 年 1 月、グリーン・ディールの資金提供メカニズムとなる「持続可能な欧州投資計画」と、その一部をなす「公正な移行メカニズム」の基金設立規則案も発表した。

本レポートは、今後の EU による政策展開を主導する「欧州グリーン・ディール」の最新動向をとりまとめると同時に、同じく環境分野の EU の主要政策課題となっている、2019 年 7 月に発効した使い捨てプラスチック禁止指令およびフランスなど先行する加盟国の国内法の概要、さらには、このような使い捨てプラスチック製品の禁止の流れを受けた産業界の具体的な取り組み例をまとめたものである。さらに、欧州産業界のプラスチック問題への対応として、EU の「リサイクルプラスチック 1000 万トン市場目標」を受けた企業の自主目標についても紹介する。

第 1 章では、グリーン・ディールの下ですでに実施/発表された、または今後実施/発表予定の主な措置の概要を紹介することで、EU によるグリーン・ディールの下での取り組みの全体像を明らかにする。

続く第 2 章では、プラスチック産業を取り上げて深掘することで、このような環境規制の下での産業界のより具体的な取り組みを紹介する。

目次

1. EUにおける環境政策の最新動向：欧州グリーン・ディール	1
(1) EU新体制下の優先政策	1
① クリーンエネルギー	2
② 持続可能な産業	3
③ エネルギー・資源効率的な建築及び改修	4
④ 持続可能でスマートなモビリティへの移行加速化	4
⑤ 生物多様性およびエコシステムの保全	5
⑥ 農場から食卓まで (From ‘Farm to Fork’)	5
⑦ 汚染ゼロ	6
(2) より野心的な2030年目標	8
① ETS部門：EU排出権取引制度 (EU ETS)	10
② 非ETS部門：努力を共有する規則/LULUCFからの排出削減規則	15
③ 炭素国境調整メカニズム	17
(3) 持続可能な欧州投資計画および公正な移行メカニズム	19
① 持続可能な欧州投資計画 (Sustainable Europe Investment Plan)	19
② 公正な移行メカニズム (Just transition mechanism)	23
(4) 欧州の自然環境保護	26
2. 「循環型経済における欧州プラスチック戦略」にかかわるルール形成と企業の取り組み動向	30
(1) プラスチックをめぐる規制動向	30
① EUの「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関わる指令」の概要および先行する加盟国の規制概要	32
② 企業間 (BtoB) 取引向け包装材に関する規制動向	41
③ 包装廃棄物指令 (指令 94/62 およびその改正指令 (指令 2018/852 等))	42
④ その他の欧州におけるプラスチックごみ問題をめぐる動き	44
(2) 欧州企業の取り組み動向	46
① 企業の代替素材の開発やビジネスモデルの先行事例	46
② 「リサイクルプラスチック 1000 万トン市場目標」に向けた企業の宣言事例	53

【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が EuroVision & Associates に作成を委託したものです。報告書は 2020 年 2 月 24 日時点の情報に基づき作成し、3 月 23 日までに確認された一部情報を更新したのですが、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるのですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。**禁無断転載**

1. EUにおける環境政策の最新動向：欧州グリーン・ディール

(1) EU新体制下の優先政策

ウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長率いる新欧州委員会（任期：5年）が2019年12月1日に発足した。ジャン＝クロード・ユンケル前委員長下の旧欧州委員会では、雇用、成長、投資などの経済面での取り組みを重視したが、フォン・デア・ライエン委員長は、就任が固まって以降、環境・気候政策面の課題への取り組みに注力すると強調してきた。具体的には、フォン・デア・ライエン欧州委員会体制の下での優先課題は、以下6つである¹。

- a) **欧州グリーン・ディール (A European Green Deal)** : 2050年気候中立（温室効果ガスの実質排出ゼロ）目標を達成しつつ経済成長も実現する様々な措置を含む（詳細を後述）。
- b) **欧州デジタル化対応 (A Europe fit for Digital Age)** : EUレベルでのAIに関する規制提案のほか、「Fit for Digital Age」戦略、サイバーセキュリティ指令（NIS指令）の見直し、中小企業（SME）戦略、研究イノベーション分野での取り組みなど、デジタル化に向けたさまざまな措置を含む。
- c) **人々のための経済 (An Economy that Works for People)** : 公正な移行に向けた強力な欧州社会に関する政策文書の発表をはじめ、公正な最低賃金の設定、資本市場同盟（CMU）に関する行動計画、アンチマネーロンダリングに関する行動計画、21世紀の企業課税に関する提案など、社会的公正と繁栄の両立に向けた様々な措置を含む。
- d) **世界におけるより強い欧州 (A Stronger Europe in the World)** : アフリカやカリブ太平洋地域との協定締結、2020年以降の東方パートナーシップ、人権および民主主義に関する行動計画、WTO改革などに関する措置など、ルールに基づくグローバルな多国間システムにおける欧州の役割強化に向けた様々な措置を含む。
- e) **欧州生活様式推進 (Promoting our European Way of Life)** : スキル強化や教育向上に向けた措置のほか、難民・移民に関する措置、域内の安全確保に関する措置（新安全同盟戦略など）、市民の健康保護に関する措置など、欧州の市民の保護や価値観の保護に向けた様々な措置を含む。
- f) **欧州の民主主義をさらに推進する (A New Push for European Democracy)** : 欧州民主主義行動計画をはじめ、基本的権利や、人口変動、非差別原則の強化に関する措置など、欧州の民主主義強化に向けた様々な措置を含む。

中でも、新体制下の政策的支柱として最も注目が集まっているのが、優先課題のトップに挙げられている、環境・社会・経済産業政策といった広範な政策領域を対象とする「欧州グリーン・ディール」である。

欧州では、特に2016年11月に発効したパリ協定の締結以降、地球温暖化対策やその他の環境保全策に対する市民の関心が急速に高まりつつある。また、各国の政治家などに環境分野でのさらなる努力を求める、若者によるデモの広がりなどがグリーン化に向けた世論を後押ししている。さらに、市民レベルの関心の高まりは、2019年5月の欧州議会選挙で

¹ https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024_en

の緑の党・欧州自由連合（Greens/EFA）の議席拡大をもたらし、左右の中道勢力が初めて過半数を割る中、EUの気候変動対策や環境規制で一定の影響力を及ぼす存在となった。

こうした中で始動した新欧州委員会は2019年12月11日、グリーン・ディールの下で今後発表または実施する具体的な政策規制措置を列挙した政策文書（コミュニケーション）²を発表した（政策の一覧表は本報告書末尾の付属資料を参照）。これによりグリーン・ディールの全貌および今後の具体的な措置を発表するタイムラインが示された。なお、2050年までの気候中立目標は、2020年12月12日から13日にかけて開催された欧州理事会（EU首脳会議）においてポーランドが「目標実現に向けた実施をコミットできない」との立場を表明したものの、目標としては承認され、同政策文書を踏まえた作業開始を指示している³。

なお、欧州委員会は、グリーン・ディールの下での取り組みを、以下7つの政策分野（「クリーンエネルギー」、「持続可能な産業」、「エネルギー・資源効率的な建築及び改修」、「持続可能でスマートなモビリティ」、「生物多様性およびエコシステムの保全」、「農場から食卓まで（From “Farm to Fork”）」、「汚染ゼロ」）に分類している。これを見てもわかるように、単なる環境政策にとどまらず、産業政策や運輸、エネルギー、農業分野など広範な政策分野をカバーする、新たな「成長戦略」として位置付けている。

① クリーンエネルギー⁴

エネルギー分野は、エネルギーの生産と使用を通して、EUの温室効果ガス排出量の75%を排出しており、同分野のクリーン化は、気候目標の達成において不可欠となる。そこで欧州委員会は、エネルギー分野のクリーン化に向けた基本方針を以下とし、2050年気候中立目標を実現するための2030年に向けたEUの気候目標の引き上げを提案し、以下のような様々な取り組みを行うとしている。

基本方針

- エネルギー効率の重視と主に再生可能資源を利用した電力部門の発展
- 安全で手頃な価格のエネルギー供給
- EUエネルギー市場の 完全な統合、相互接続 およびデジタル化

取り組み

- エネルギーシステムの相互接続と再生可能エネルギー源の電力網への接続・統合の推進
- 革新的な技術と現代に適したインフラの促進
- エネルギー効率の向上と製品のエコデザインの振興
- ガス部門の脱炭素化と部門を超えた「スマートインテグレーション」の促進
- 消費者のエンパワーメントと加盟国のエネルギー貧困⁵対策の支援
- EUのエネルギー基準と技術の地球レベルでの推進
- 欧州の洋上風力エネルギーの可能性の最大限の活用

² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1576150542719&uri=COM%3A2019%3A640%3AFIN>

³ <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/green-deal/>

⁴ http://eumag.jp/wp-content/uploads/2020/02/clean_energy.pdf

⁵ 本文における「エネルギー貧困（energy poverty）」とは、欧州において、料金の高騰や低収入のため、光熱費が支払えず、生活環境や健康状態などに影響を受けていることを指す。

<https://www.energy-poverty.eu/about/what-energy-poverty>

② 持続可能な産業⁶

EUの産業分野は、排出の20%を占める。その一方で、1970年から2017年の間に、世界の年間原料採取量は3倍に増え、今も増加を続ける。このような資源採取や加工が原因で、生物多様性の喪失や水ストレス（水需要がひっ迫している状態）問題が引き起こされている。そこで、欧州委員会は、EUの気候目標を達成するには、循環型経済に基づいた新しい産業政策が必要であると、政策文書「欧州新産業戦略」（2020年3月10日採択）および「新循環型経済行動計画」（2020年3月11日採択）が発表され、以下の取り組みが示された。

- 「欧州新産業戦略」において、i) 欧州産業の競争力の維持、ii) 「欧州グリーン・ディール（2019年12月12日記事参照）」が掲げる2050年までの気候中立の実現、そしてiii) 「欧州デジタル化」への対応、が3本柱に挙げられた。気候変動およびデジタル化に関しては、「グリーンへの移行（Green Transition）」 「デジタルへの移行（Digital Transition）」というキーワードを用いて、両課題への企業のスムーズな適応を促すための諸政策を挙げた。例えば、従来型エネルギー産業から新産業への移行や転換を促す仕組みが不可欠と指摘し、「公正な移行メカニズム」がその役割を担うとする。同メカニズムは2020年1月14日に発表された「欧州グリーン・ディール投資計画」の一部をなすもので、欧州新産業戦略では、化石燃料に依存する地域や産業に、移行に必要な技術的および助言的支援を提供するための「公正な移行プラットフォーム」の立ち上げなどの政策が含まれた。同戦略はまた、循環型経済の構築推進を通じて2030年までに域内の中小企業を中心に70万人の雇用を創出するとする。
- 「欧州新産業戦略」の一部をなす「新たな循環型経済行動計画」により、環境に優しい未来にふさわしい経済の実現、競争力と環境保護の両立、消費者の権利強化を目指す。2015年12月に発表された「循環型経済行動計画」の成果を踏まえ、今回の計画はその設計と生産に焦点を当てた。具体的施策として、以下が含まれる。
 - i) 持続可能な製品をEUの規範とする：持続可能な製品政策に関する法案を作成し、EU域内に上市される製品を長寿命化、より容易に再利用・修理・リサイクルできるようにし、可能な限りリサイクル材を使用するようにする。使い捨てを制限し、早期の陳腐化への対策を進め、売れ残った耐久消費財の廃棄を禁止する。
 - ii) 消費者の権利強化：消費者が製品の修理可能性や耐久性などに関する情報にアクセスできるようにし、環境の持続可能性に配慮した選択をできるようにする。真の「修理する権利」を享受できるようにする。
 - iii) 循環型モデルへの移行の可能性が高い資源集約型産業に対する施策
 - － 電子・情報通信機器：製品の長寿命化と廃棄物の回収・処理強化に向けた「循環型電子機器イニシアチブ」
 - － バッテリーおよび車両：バッテリーの持続可能性改善と循環型モデルへの移行可能性を改善するための新たな規制枠組み
 - － 包装：包装・過剰包装の削減を含む、EU市場における新たな必須要件
 - － プラスチック：再生材料の含有量に関する必須要件、特に、マイクロプラスチックと生物由来・生分解性プラスチックに留意
 - － 繊維：繊維産業の競争力とイノベーションを強化し、EU市場における繊維の再利用を促進するための新たなEU繊維戦略
 - － 建設・建物：建物分野において循環型モデルの原理を促進する、建築環境の持続可能性に関する包括的な戦略

⁶ http://eumag.jp/wp-content/uploads/2020/02/sustainable_industry.pdf

- 食品：食品サービス分野における使い捨て包装・食器の再利用可能な製品への置き換えに向けた、再利用に関する法的イニシアチブ
- iv) ごみ削減：欧州委はごみの発生抑制と、二次原材料への加工に焦点を当て、EU共通のごみ分別とラベリング制度の策定を検討する。循環型経済行動計画には、域外へのごみ輸出の最小化と違法輸送対策も盛り込まれた。

その他、環境に有害な製品がEUの市場に出回ることを防ぐため、最低要件を設定するほか、グリーンウォッシング⁷の問題に取り組む。

③ エネルギー・資源効率的な建築及び改修⁸

建物の建築、使用および改修には、大量のエネルギーおよび砂や砂利、セメントなどの資源が必要となり、そのエネルギー消費は、最終エネルギー消費の40%を占める。また、気候目標を達成するためには、公共・民間の建物の改修率を、少なくとも現在の2倍に高める必要がある。そこで欧州委員会は、建物のエネルギー効率向上に向け、以下に取り組む。

- 循環型経済に適した建物の設計
- エネルギー源ごとの価格差により、エネルギー効率の高い建物を奨励
- デジタル化の推進
- 建物の気候耐性の向上
- 建物のエネルギー性能に関する規制の厳格な実施

また、2020年に新改修イニシアティブを制定し、建物・建築部門、建築家、技術者、地方自治体の関係者が一堂に会するオープンプラットフォームを立ち上げ、以下に取り組む。

- 革新的な資金調達の手法の開発
- 建物のエネルギー効率化への投資の促進
- スケールメリットを生かした改修工事の大区画化

④ 持続可能でスマートなモビリティへの移行加速化⁹

輸送分野は、EUの温室効果ガスの4分の1を排出している。欧州グリーン・ディールでは、2050年までに輸送からの排出量を90%削減することを目指し、以下の通り取り組む。

- デジタル化：モビリティの自動化やスマート交通管理システムによる、輸送の効率改善とクリーン化。スマートアプリと「サービスとしてのモビリティ（Mobility as a Service = MaaS）」ソリューション技術の開発
- さまざまな輸送手段の活用：鉄道または船による貨物輸送の活用増加や、欧州単一空域（Single European Sky）における、消費者や企業に費用負担をかけない形での、航空輸送による排出量の大幅な削減の必要がある
- 価格への環境負荷の反映：排出権取引制度（ETS）の海運部門への拡大、航空会社へのETSの下での無償排出権割り当ての廃止、化石燃料への補助金打ち切り、道路利用料金の効果的な設定、など

⁷ 環境への配慮をうたいながらも、実際には効果が低かったり、リサイクル資材の配合を偽ったりしていること

⁸ <http://eumag.jp/wp-content/uploads/2020/02/architecture.pdf>

⁹ <http://eumag.jp/wp-content/uploads/2020/02/mobility.pdf>

- 持続可能な輸送用代替燃料の供給の増加：2025年までに、EUでは、1,300万台のゼロ排出車/低排出車が普及するとされ、それに向け約100万基の公共充電・充電設備を新設する必要がある
- 汚染の削減：排出量や都市の過密化の問題に取り組み、公共交通を改善

⑤ 生物多様性およびエコシステムの保全¹⁰

欧州委員会は、生物多様性、森林および海洋の保護に向け、以下に取り組む。

生物多様性

- 2020年3月までに生物多様性戦略を発表
- EUは、2020年10月の国連生物多様性会議で、生物多様性保全のための地球規模の目標を提案
- 欧州都市の緑化を提案し、都市空間における生物多様性を向上
- 「農場から食卓まで戦略」により、農業に用いる殺虫剤と肥料の使用を削減

森林

- 新しい木を植え、損傷または枯渇した森林の再生のため、新EU森林戦略を策定
- 気候中立と健全な環境の実現に向け、欧州の森林の質と量の向上を支援
- 世界中の森林危機を最小限に抑えるため、域外で森林破壊を生じさせない輸入を奨励

海洋

- ブルーエコノミー（海洋経済）は、気候変動対策で中心的な役割を果たすべき
- 藻やその他の新タンパク源の利用を促進するなど、海洋資源を最大限に活用する必要がある
-

⑥ 農場から食卓まで（From ‘Farm to Fork’）¹¹

EUの農業部門は、安全で栄養豊富、高品質な食品を生産しつつも、自然への影響を最小限にとどめて生産することが求められる。そこで欧州委員会は以下を目的とした「農場から食卓まで戦略」を発表する。同戦略のロードマップ案は2020年3月16日まで欧州委員会のウェブサイトにて意見公募がされていた¹²。今後寄せられた意見を踏まえた戦略が早期に発表される見込み。

- 手頃な価格で持続可能な食品の供給
- 気候変動への取り組み
- 環境の保護
- 生物多様性の保全
- 有機農業の拡大

また、同分野の利害関係者と協力し、以下に取り組む。

- 欧州の農業・漁業部門で働く全ての人々にとって移行が公正かつ公平であることを担保
- 化学合成農薬や肥料、抗生剤への依存、リスクおよび使用を大幅に減らす
- 害虫や疾病から収穫・漁獲物を守る革新的な農業・漁業技術の開発

¹⁰ http://eumag.jp/wp-content/uploads/2020/02/biological_diversity.pdf

¹¹ http://eumag.jp/wp-content/uploads/2020/02/farmer_consumer.pdf

¹² <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12183-Farm-to-Fork-Strategy->

⑦ 汚染ゼロ¹³

EU市民と生態系を守るため、欧州委員会は大気、水および土壌の汚染を防止する汚染ゼロ行動計画を採択し、以下に取り組む。

クリーンな水

- 湖沼、河川、湿地帯における生物多様性の保全
- 「農場から食卓まで戦略」実施を通じた、過剰栄養による汚染の削減
- マイクロプラスチックと医薬品による特に有害な汚染の削減

クリーンな大気

- 世界保健機関（WHO）のガイドラインに沿った大気質基準の見直し
- 市民により清浄な大気をもたらすための地方自治体の取り組み支援

産業

- 大規模工業施設からの汚染の削減
- 産業事故防止策の強化

化学物質

- 公害ゼロを目指す新化学イノベーション戦略を通じた、危険化学物質からの市民の保護
- 持続可能な代替品の一層の開発
- より優れた健康保護と国際的競争力向上の両立
- 市場に投入される物質の評価に関する規制改善

なお、前述の通り、これらの取り組みを具体化した政策措置のタイムラインは、末尾付属資料の通りであるが、EUが今後実施・提案を予定している主なものは以下の通り。

- **より野心的な気候目標：**
2020年3月4日に提案された、2050年気候中立目標を法制化する欧州気候法¹⁴のほか、2030年目標のGHG排出50-55%までの引き上げ（2020年9月まで）、目標引き上げに沿ったEU ETSや加盟国の排出削減の分担規則などの目標実現のための規制措置の見直し（2020年6月まで）、炭素国境調整メカニズムの提案（2021年）、エネルギー税の見直し提案（2021年6月まで）、など
- **クリーンかつ安価で安全なエネルギーの確保：**
スマートなセクターインテグレーション戦略、建築分野の「リノベーションの波¹⁵」イニシアティブ、洋上風力戦略などの策定（2020年中）
- **クリーンで循環型の経済に向けた産業戦略：**
2020年3月13日に発表された新たな産業戦略および新循環型経済行動計画の策定（②持続可能な産業参照）のほか、2030年に向けたゼロ炭素の鉄鋼製造プロセスの支援（2020年中）、バッテリーに関する規制（2020年10月まで）、廃棄物規制の見直し（2020年以降）など

¹³ http://eumag.jp/wp-content/uploads/2020/02/no_waste.pdf

¹⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/commission-proposal-regulation-european-climate-law-march-2020_en.pdf

¹⁵ 公共・民間の建物の改修を進めること

- **持続可能でスマートなモビリティ :**
持続可能でスマートなモビリティ戦略（2020年中）、公共充電/補充インフラの普及支援に向けた公募、鉄道や水路の能力管理強化に向けたイニシアティブ（2020年以降）、複合モビリティに関する指令見直し案（2021年）など
- **グリーンな農業 :**
共通農業政策のグリーン化に向けた「農場から食卓（Farm to Fork）」戦略の策定（「⑥農場から食卓まで」参照）（2020年春）
- **生物多様性の保護 :**
生物多様性保護に向けた2030年戦略の策定（2020年3月予定）、森林保護に向けた新戦略策定（2020年中）など
- **汚染対策 :**
持続可能性に向けた化学戦略の策定（2020年夏まで）、水・大気・土壌の汚染ゼロ行動計画の策定（2021年）など
- **EUのすべての政策において持続可能性を重視 :**
2020年1月に発表した持続可能な投資計画や公正な移行メカニズムに関する提案のほか、持続可能な金融に関する新アクションプラン策定（2020年秋）、非財務情報開示指令の見直し（2020年）など
- **世界的リーダーとしてのEU :**
国際的な気候、生物多様性交渉の継続的な主導、西バルカンのグリーンアジェンダの策定（2020年以降）など
- **市民を巻き込む欧州気候協約 :**
欧州気候協約の策定（2020年3月4日より意見公募開始¹⁶）、第8次環境行動計画（EAP）の提案（2020年）など

本章では、上記のような欧州グリーン・ディールに盛り込まれた政策措置のうち、下記3分野に関する取り組みの概要を深掘することで、今後のグリーン・ディールの下でのEU政策動向の理解に資することとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> - 2030年CO2排出削減目標の見直し、および、新目標達成のための具体的措置（排出権取引制度や炭素国境メカニズムなどのカーボンプライシングを含む）の見直し - 持続可能な投資計画および公正な移行メカニズム - 自然保護政策：生物多様性戦略 |
|--|

なお、全体で50件に及ぶグリーン・ディールの下での具体的な施策は、今後数年にかけて順次発表されるため、取り上げる施策の中には、2020年2月24日時点で具体的に発表されたものと、未発表のものがある点に留意されたい。まだ具体的に発表されていない主な政策に関しては、これまでの経緯や背景を含め、最新の議論の現状を取りまとめた。

¹⁶ https://ec.europa.eu/clima/policies/eu-climate-action/pact_en

(2) より野心的な 2030 年目標

『2020 年夏までに、欧州委員会は、2030 年に向けた EU の温室効果ガス削減目標を最低でも 50%から 55%まで引き上げる（1990 年比）ための影響評価計画を発表する。また、追加の温室効果ガス排出削減を達成するために、欧州委員会は、2021 年 6 月までに、全ての気候関連政策措置の検討および必要に応じて改正の提案を行う。これには、排出権取引制度の新分野への適用拡大、非 ETS 部門からの排出削減に向けた加盟国目標（つまり努力を共有する規則）、土地利用、土地利用変化および林業部門からの排出に関する規則が含まれる』

欧州グリーン・ディールに関する政策文書から

グリーン・ディールの旗艦戦略となる「欧州気候法（European Climate Law）」案¹⁷が 2020 年 3 月 4 日に提案された。同法案では、フォン・デア・ライエン委員長が就任当初から宣言していた法的拘束力のある「2050 年気候中立目標」が盛り込まれた。気候法案には、各加盟国の「（省エネや温室効果ガス（GHG）排出削減、再生可能エネルギー導入などの目標・政策を定める）国家エネルギー・気候計画」のガバナンス手続きや欧州環境庁の定期報告などに基づき、目標達成に向けた進捗を管理し、施策を調整するための次の措置が盛り込まれた。

- a) 包括的な影響評価に基づき、欧州委は新たな 2030 年の GHG 排出削減目標を提案し、気候法を改正する。
- b) 欧州委は 2021 年 6 月までに、2030 年のさらなる GHG 排出削減を実現するためにすべての関連施策の見直しと、必要に応じて改正の提案を行う。
- c) 欧州委は進捗を評価し、政府機関や企業、市民に予見可能性を保証するため、2030～2050 年の EU 全体の GHG 排出削減の軌道（trajectory）の策定を提案する。
- d) 欧州委は 2023 年 9 月まで、さらにその後は 5 年ごとに EU 及び加盟国の施策と、気候中立目標及び 2030～2050 年の GHG 排出削減の軌跡との整合性を評価する。
- e) 気候中立目標と施策が整合していない加盟国に対して勧告を出す権限を、欧州委に付与し、加盟国は勧告に妥当な考慮を払うか、それができない理由を説明しなければならない。欧州委は、GHG 排出削減の軌跡と EU 全体の施策の妥当性を見直すことができる。
- f) 加盟国は、気候変動の影響に対するレジリエンス（回復力・復元力）の改善に向けた順応戦略を策定・実施し、脆弱性を改善することが要求される。

上述の a) に関して、2050 年の気候中立目標を目指し、欧州委はまず 2030 年排出削減目標を、現行の 1900 年比 40%削減から、少なくとも 50%ないしは 55%まで引き上げるための影響評価を 2020 年 9 月までに実施する¹⁸。ii. で掲げる 2030 年のさらなる GHG 排出削減を実現するための見直し対象となる施策の候補としては、次を挙げた。

○欧州排出権取引制度（EU-ETS）に関する指令

○加盟国の排出削減の分担に関する規則

¹⁷ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/commission-proposal-regulation-european-climate-law-march-2020_en.pdf

¹⁸ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_336

○土地利用・土地利用変化および森林（LULUCF）に関する規則

○エネルギー効率化指令

○再生可能エネルギー指令

○乗用車および小型商用車（バン）のCO₂排出標準

なお、新目標値については、欧州委員会は、2020年11月に開催予定のCOP26グラスゴー・サミット（スコットランド）頃までを目途としてEU機関の合意を得たい意向を表明している¹⁹。

同新目標をめぐっては、欧州議会がこの1月に自らの立場を採択し、基本的には欧州グリーン・ディールを支持しながらも、公正かつ包括的なグリーン化への移行や高い中間目標が必要だと強調した²⁰。また、欧州議会は、今後発表する気候法を通じ、EUの2030年排出削減目標をより野心的な内容（欧州委員会案の「少なくとも50%から55%」ではなく、「55%」と明確な目標）とするほか、2050年に気候中立を順調に達成するために、2040年の中間目標の策定も求めている。さらに欧州議会は、世界的な気候対策に向けた野心の格差による炭素リーケージ²¹を防ぐため、WTOルールに準拠した炭素国境調整メカニズム（後述）も求めている。

そもそもEUの現在の2030年CO₂排出削減目標（1990年比40%削減）は、2014年に採択された「2020年～2030年を対象とした気候エネルギー政策枠組み²²」に組み込まれており、同枠組みの下で、強制力を伴う同目標に加え、再生可能エネルギー目標およびエネルギー効率目標が設定された。その後、再生可能エネルギーとエネルギー効率の目標は2018年に見直しがなされて目標値が引き上げられたが、温室効果ガスの排出削減目標に関しては、当面は当初のままとして、他の2目標の成果も見ながら見直しを行うこととしていた。

2030年気候エネルギー枠組みの下で制定された40%排出削減目標は、ETS部門からの43%削減および非ETS部門からの30%削減（2005年比）に区別し目標設定をしており、各部門の目標は、それぞれ以下の手段（規制）を通して達成するものとしている。

¹⁹ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20190926IPR62264/hearing-of-executive-vice-president-designate-frans-timmermans>

²⁰ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20200109IPR69902/parliament-supports-european-green-deal-and-pushes-for-even-higher-ambitions>

²¹「炭素リーケージ(Carbon leakage)」とは一般に、厳しい環境規制を設ける国で排出量が削減された結果、環境規制の緩い別の国で二酸化炭素排出量が増加することをいう。

²²A policy framework for climate and energy in the period from 2020 to 2030
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52014DC0015>

表1 各部門のCO2排出削減目標及び達成手段

部門	削減目標	達成手段（規制）
ETS+ 非ETS	40%（1990年比）	ETS+非ETS部門の達成手段
ETS	43%（2005年比）	- EU ETS
非ETS	30%（2005年比）	- 努力を共有する規則（Effort Sharing Regulation） - 土地利用、土地利用変化および林業部門からの排出に関する規則

（出所）欧州委員会資料に基づき作成

① ETS 部門：EU 排出権取引制度（EU ETS）

1997年に京都議定書の下で世界初の法的強制力を持つ排出削減数値目標が制定されたことを受け、同目標を達成するための具体的な手段が必要となったEUは、2003年にEU排出権取引制度（EU ETS）に関するETS指令²³を採択した（2005年から適用開始）。

EU ETSは、域内（EU加盟国およびアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）の対象企業や施設に対し、排出量上限（キャップ）を割り当て、その過不足分を市場で取引する制度である。これまでに、試験的段階の第1フェーズ（2005～2007年）、実際に目標値を導入した第2フェーズ（2008～2012年）、さらに強化され、排出枠の割り当てをオークション形式とした第3フェーズ（2013～2020年）と展開されてきており、第4フェーズ（2021～2030年）の実施に向けた指令改正が2018年に行われた。

第1～2フェーズでは、各加盟国がCO2排出削減目標の達成に向けた排出枠の国内の割り当て計画を作成し、欧州委員会の承認を受けて対象施設に一定期間のキャップを課していたが、第3フェーズからは、EUレベルで統一的に設定されることとなった。その上限を段階的に減らすことで総排出量が削減される仕組みである。

また、第1フェーズと第2フェーズでは排出枠の大部分が無償割り当てだったが、第3フェーズからは、排出枠は原則オークションで市場から購入することになった。さらに、フェーズ4見直しの際に、ETSからの収入を財源とした、エネルギーのグリーン化への移行を支援するための以下2つのファンドが新設された。

イノベーション基金 ²⁴	エネルギー集約型産業の革新的な低炭素技術やエネルギー貯蔵技術プロジェクトなどの支援を行う。EU ETSの2020～2030年における排出権の市場取引による収入とNER300プログラム ²⁵ で残った資金を財源とする。
現代化基金 ²⁶	電力分野や広範なエネルギーシステムの現代化、エネルギー効率の向上、低所得国（一人あたりGDPがEU平均の60%を下回る国）10カ国の公正な移行支援に使用される。

²³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32003L0087>

²⁴ https://ec.europa.eu/clima/policies/innovation-fund_en

²⁵ https://ec.europa.eu/clima/policies/innovation-fund/ner300_en

²⁶ https://ec.europa.eu/clima/clima/policies/budget/modernisation-fund_en

グリーン・ディールの下での見直しの方向性

欧州委員会は、今回発表した欧州グリーン・ディールの一環として、新たな 2030 年目標達成のための手段として重要な役割を果たすことになる EU ETS 制度の見直しを 2021 年 6 月までに行うとした。具体的な見直し対象として以下を挙げる。

- 道路運輸部門への適用拡大（既存の車両からの CO2 排出規制に対する補完的な措置とする）
- 船舶部門への適用拡大（国際海事機関（IMO）と連携し見直しを検討）
- 航空部門へのキャップの無償割り当てを廃止（国際民間航空機関（ICAO）と連携し見直しを検討）

欧州委員会は、上記の ETS の見直しに伴い、増加が見込まれる ETS の収益の 20% を EU 予算に充当するとしている。これは、EU の最大出資国の一国であった英国の離脱により生じる EU 予算への穴を埋めるために、欧州委員会が 2018 年に次期（2021-2027）多年度財政枠組み（MFF）提案に入れたものであり、2020 年 2 月 24 日時点でも、欧州理事会が、引き続き採択に向けた交渉を行っている。

また、欧州委員会は、持続可能な投資計画（詳細は 1.2 項を参照）の下で、ETS による収益を財源とするイノベーション基金および現代化基金から、少なくとも 250 億ユーロを拠出するとしている。

ETS をめぐる経緯や現状は、以下一覧表の通り。

表2 ETSをめぐる経緯と現状

	対象	アロワンス（排出枠）/キャップ（排出上限）	超過時の罰則	その他
フェーズ1 (2005-2007)	発電・エネルギー多消費産業（石油精製、製鉄、セメントなど）	各国が割当枠を決定 ほぼ全て無償割り当て	40 ユーロ/トン	
フェーズ2 (2008-2012)	航空部門を対象に追加	各国が割当枠を決定 割り当て量が2005年より 6.5%減、90%無償割り当て	100 ユーロ/トン	途上国や経済移行国での温室効果ガス削減事業によるクレジット制度導入 アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーが参加
フェーズ3 (2013-2020)	アルミニウム、化学（アンモニアなど）を対象に追加	EUレベルでキャップ設定 無償割り当てから原則オークションへ（航空部門は82% 無償割り当て）。キャップの 年間削減率は1.74%	100 ユーロ/トン	2019年から市場安定化リザーブ（MSR） ²⁷ の導入
フェーズ4 (2021-2030)		炭素リーケージのリスクがある世界的競争力のある産業へのセーフガードとしての無料割り当ての継続。キャップの年間削減率は2.2%	100 ユーロ/トン	低炭素資金融資メカニズムを通し、産業や発電業界がイノベーションや投資問題に対処できるよう支援。 イノベーションファンドおよび現代化ファンド設立
グリーン・ディールの下での改正	道路輸送・船舶部門を対象に追加	航空分野への無償割り当ての廃止	-	ETS収益の20%をEU予算に回し、イノベーションファンドおよび現代化ファンドから250億ユーロをグリーン・ディールに拠出

（資料）欧州委員会ウェブサイト²⁸から作成

²⁷ 排出枠リザーブを設置し、市場に流通する排出枠の量を調整することで排出枠取引価格を合理的な水準で安定させることを狙ったメカニズム

²⁸ https://ec.europa.eu/clima/policies/ets/pre2013_en https://ec.europa.eu/clima/policies/ets_en

輸送分野への ETS 適用拡大をめぐる動き

EU レベルの輸送分野への ETS 適用拡大に先駆け、ドイツ政府は 2019 年 11 月、2030 年に向けた温室効果ガスの排出削減目標 55%（1990 年比）を法制化した気候変動対策パッケージの下で、2021 年の国内での輸送分野および建物分野への ETS の導入を発表した²⁹。EU ETS で現在カバーされていない上記 2 分野を、国レベルの ETS でカバーしようという動きである³⁰。

EU がどのように道路輸送分野に EU ETS の適用を拡大するのかはまだ明らかになっていないが、ドイツの輸送分野の ETS 制度は、EU が今後採用する輸送分野の EU ETS の先例となるものと考えられる。ドイツの輸送 ETS の詳細は以下の通り。

- **対象**：航空輸送以外の輸送分野の輸送用燃料（石油、ディーゼル、暖房油、天然ガス、石炭）が対象となり、燃料を流通させる事業者や燃料サプライヤーが排出者となる（輸送と建物部門を合わせてドイツ国内の約 4,000 事業者が対象）。なお、すでに EU ETS でカバーされるファシリティに燃料を供給する事業者は、重複を避けるために国内 ETS の対象とはならない。
- **取引価格**：排出枠の取引額は EU ETS ではオークションで決まるが、2021～2025 年の初期段階は、排出枠を定額（5 年間の間に 25 ユーロ/トンから段階的に 55 ユーロまで引き上げ）に設定。その後は 2026 年には 55-65 ユーロの間でオークションを行う。2027 年以降は市場価格（価格枠の設定を伴うかどうかは未定）。

このように、ドイツの輸送 ETS は、少なくとも道路輸送に関しては、すでに厳格な EU レベルの CO2 排出規制が適用されている自動車メーカーに対する上乗せ規制というよりは、CO2 排出規制および EU ETS のどちらの対象にもなっていない道路輸送関連業界に、気候目標の達成に向けた責任を共有させるための新制度と見ることができる。

このため、自動車産業大国のドイツは、いち早く輸送部門に ETS を適用拡大し、EU レベルにおける同様の動きを牽引する姿勢をみせている。

さらに、ETS の道路輸送への適用拡大の中心的存在であるドイツ自動車産業連合会（VDA）は、グリーン・ディールの下での ETS の道路輸送部門への適用拡大に歓迎の意を示している³¹。ドイツ自動車業界は、これまでも車両の CO2 排出規制厳格化に反対の立場であり³²、厳格な CO2 排出規制よりも、市場志向型のカーボンプライシング制度である ETS の方が気候目標の達成に適しているとの見方を表明している。

これに関して、欧州委員会のフランス・ティーマーマンス上級副委員長（欧州グリーン・ディール政策総括、気候変動対策担当）は「ETS の道路運輸部門への拡大は、車両か

²⁹ <https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/19/983/983-pk.html?nn=4732016#top-21a>

³⁰ <https://www.cleanenergywire.org/factsheets/germanys-planned-carbon-pricing-system-transport-and-buildings>

³¹ <https://www.vda.de/de/presse/Pressemeldungen/20191211-mattes-european-green-deal-darf-nicht-zum-hebel-fuer-noch-schaerfere-co2-ziele-2030-werden.html>

<https://europe.autonews.com/automakers/eu-considers-tightening-emissions-rules>

³² <https://www.vda.de/de/presse/Pressemeldungen/20190710-VDA-Internationaler-sektoruebergreifender-Emissionshandel-bietet-groesste-Chancen-zur-CO2-Reduzierung.html>

らのCO2排出削減目標を達成できなくなっても良いということにはならない」とし³³、運輸ETSとCO2排出規制は、二者択一の関係にはないという立場を示している。

また、欧州自動車工業会（ACEA）は³⁴「全エネルギーキャリアがEU ETSの対象となるべきであり、実質的な変化をもたらすことができるレベルの価格で取り引きされるべき」との立場を表明していた。

なお、これからEUレベルで導入される輸送部門のETSに関しては、今後検討されることになっており、ドイツETSと同様の制度になるかどうかはまだ見通せないという点に留意する必要がある。

航空分野へのETS適用拡大をめぐる動き

欧州域内を飛行する航空会社には、2012年からETSが適用されていたが、現在でも80%以上の排出枠が無償で割り当てられており、同分野への炭素価格は不十分であるとし、EU加盟9カ国³⁵は2019年11月に、フォン・デア・ライエン欧州委員長（当時、委員長候補）に対し、航空分野に対し、課税制度などを含む適切な炭素価格を課すよう求めていた³⁶。

一方、ティーマーマンス上級副委員長は、航空分野への適用拡大に関しては、空路の利用者を減らすための鉄道部門への投資増大を呼びかけている。すなわち、グリーン・ディールには、鉄道キャパシティの向上および管理強化に向けたイニシアティブの制定も組み込まれており、このような取り組みが並行してなされていくものと見られる。

また、国際レベルで国際民間航空機関（ICAO）は、世界的な排出権取引制度である、「国際民間航空のためのカーボン・オフセットおよび削減スキーム（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation：CORSIA）³⁷」を導入しており、同制度とどのように共存および/または整合していくのかが、航空分野におけるEU ETS制度見直しの焦点となる。

³³ティーマーマンス委員（候補）への欧州議会公聴会ヒアリング（2019年10月8日）
https://multimedia.europarl.europa.eu/en/hearing-of-frans-timmermans-executive-vice-president-designate-european-green-deal_13232_pk

<https://www.politico.eu/article/6-takeaways-from-frans-timmermans-hearing/>

³⁴ https://acea.be/uploads/publications/ACEA_10-point_plan_European_Green_Deal.pdf

³⁵ ベルギー、ブルガリア、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン

³⁶ <https://nl.ambafrance.org/EU-Joint-statement-on-EU-coordination-for-aviation-pricing-by-the-Ministers-of>

<https://www.rijksoverheid.nl/documenten/publicaties/2019/11/07/political-statement-joint-statement-on-eu-coordination-for-aviation-pricing-by-the-ministers-of-finance-%E2%80%93-7-november-2019>

<https://www.euractiv.com/section/aviation/news/nine-eu-countries-urge-new-commission-to-tax-aviation-more/>

³⁷ <https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Pages/default.aspx>

船舶分野への ETS 適用拡大をめぐる動き

船舶分野に関しては、数年前から EU 域内の港を使用する船舶に対する ETS の適用拡大が議論されてきたが、船舶分野への適用を望む欧州議会と、国際海事機関（IMO）での国際レベルの取り組みを望む理事会の間で立場が割れていた。当然ながら、IMO もこのような地域規制の導入は世界的な CO2 削減目標の達成を阻むと、反対の立場を示し、2017 年の時点では、IMO レベルでの取り組みが前進することを条件に、EU レベルでの ETS 適用拡大は見送られていた。今回、その ETS 拡大がグリーン・ディールの下に組み込まれたことで、産業界は様々な反応を示している。

例えば、欧州の港湾関係産業団体 ESPO は、2020 年 2 月に発表した文書³⁸の中で、「EU による規制案は、IMO による意味のある措置の導入が 2023 年までになされるよう圧力をかけるべき」とし、ETS の適用拡大などの提案は、EU 港湾セクターの競争力に影響がないか検証されなければならない、と比較的歓迎している。

一方、欧州船主協会（ECSA）は、これまで ETS の船舶部門への適用拡大に反対の立場を取ってきており、船舶部門の取り組みは、国際レベルで IMO が管理していくべき、との立場を繰り返してきたが、欧州グリーン・ディールに関する声明の中では、特に ETS の適用拡大に対する意見は示さず、「野心的な計画である」としつつも、海運は低炭素排出型の運輸手段だと繰り返し、「イノベーションやデプロイメント（展開）を通して、船舶がゼロ排出に移行しながら高い競争力を実現することができるということを世界に示す」としている³⁹。

② 非 ETS 部門：努力を共有する規則/LULUCF からの排出削減規則

欧州委員会は 2016 年 7 月、2014 年に合意した 2030 年目標（1990 年比で CO2 排出 40%減）の目標達成のための具体的な措置として、「欧州の低炭素経済への移行促進（Driving Europe's transition to a low-carbon economy）」パッケージの下で、非 ETS 部門からの排出削減に向けた「加盟国の排出削減の分担に関する規則（Effort Sharing Regulation）⁴⁰」ならびに、土地利用、土地利用変化および林業部門（LULUCF）の排出削減および炭素回収に向けた「土地利用、土地利用変化および林業部門からの排出削減規則⁴¹」を打ち出した。両規則は 2018 年 7 月に発効し、非 ETS 部門からの排出削減目標達成の主要手段となっている。

なお、欧州委員会は、欧州グリーン・ディールの下での 2030 年目標の引き上げに伴い、上記 2 規則の見直しを行い、必要に応じて改正案を 2021 年 6 月までに発表する予定としている。「加盟国の排出削減の分担に関する規則」に関しては、対象分野となる運

³⁸ <https://www.espo.be/media/ESPO%20Green%20Deal%20position%20paper%20Green%20Deal-FINAL.pdf>

³⁹ <https://www.ecsa.eu/news/european-shipping-industry-welcomes-european-green-deal>
<https://www.ecsa.eu/news/european-shipowners-welcome-agreement-reached-co2-emissions-trading-system>

⁴⁰ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2018.156.01.0026.01.ENG

⁴¹ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2018.156.01.0001.01.ENG

輸、建築、農業、廃棄物などの各非 ETS 分野で様々な措置が予定されているため、それらを踏まえた見直しが行われることになると考えられる。各規制の詳細は以下の通り。

- 加盟国の排出削減の分担に関する規則 (Effort Sharing Regulation) ⁴²

EU ETS の対象となっていない部門 (運輸、建築、農業、廃棄物など) からの温室効果ガス⁴³排出削減に関しては、これら部門に関する加盟国の個別目標が「加盟国の排出削減の分担に関する規則⁴⁴」の下で定められている。2020 年から 2030 年をカバーする新規制は、2018 年に制定された。

非 ETS 部門に関する EU 目標は 30%とされているが、同規制は、国別目標 (2005 年比で 0%~40%減) も別途設定している⁴⁵。

また、EU レベルの統一的な規制となる ETS 部門と異なり、非 ETS 部門に関しては、加盟国は国レベルの政策や措置 (運輸ニーズの削減、公共交通機関の促進、建物の改装支援措置、冷暖房システムの効率化など) の導入により目標達成に努めなければならない。EU レベルでは、こうした加盟国の取り組みを支援するために、乗用車からの排出基準の制定やエコデザイン要件の設定、エネルギーラベル制度の導入などが行われる⁴⁶。

- 土地利用、土地利用変化および林業部門からの排出に関する規則

EU は、2018 年に土地利用、土地利用変化および林業部門 (LULUCF) からの排出削減を新たに 2030 年気候エネルギー枠組みに組み込み、既存規制⁴⁷を改正した新規制⁴⁸を制定した。新規制は 2021 年から 2030 年をカバーするもので、2021 年 1 月 1 日から適用が開始される。

同規則は、CO₂ を排出する以上に、その CO₂ 回収能力が注目される⁴⁹土壌や木、植物、バイオマスや木材の使用をカバーしている。そこで、LULUCF 規則の下で初めて、EU の 2030 年気候目標の達成手段としての、土地利用や林業の役割が明確化された。

同規則の下で、加盟国は、5 年ごと (2021-2025、2026-2030) に LULUCF に由来する温室効果ガス排出を、少なくとも同等の CO₂ 回収により相殺する義務 (「no debit」) を負う (つまり、森林伐採をした国は、同等の植林や既存の森林の管理強化などを通して、森林伐採により増加した CO₂ 排出分を相殺しなければならない)。相殺しきれない場合には、「加盟国の排出削減の分担に関する規則」で定められる削減目標を上回った

⁴² https://ec.europa.eu/clima/policies/effort_en#tab-0-0

⁴³ 二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、フロン (HFCs)、フルオロカーボン (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)

⁴⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0482>

⁴⁵ (EU) 2018/842 の Annex I の表で、各国の目標が明示されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0842&from=EN>

⁴⁶ EU のエコデザイン、エネルギーラベル等の規制詳細はジェトロウェブサイト「EU 貿易管理制度 輸入管理その他 CE マーク詳細」を参照のこと

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_02/pdfs/eu_p04_2B040_CEmark.pdf

⁴⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32013D0529>

⁴⁸ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2018.156.01.0001.01.ENG

⁴⁹ EU の森林は、毎年、EU で排出される温室効果ガスの約 10%を吸収するとされている

分から、相殺に必要な不足分を補うことができる（逆に、排出分の相殺を上回る取り組みをした加盟国は、その過剰分を、加盟国の排出削減の分担に関する規則の目標達成分に充てることもできる）。一方で、CO2回収を加盟国間で売買することも可能である（すなわち、CO2回収過剰分を不足している加盟国に販売できる）。なお、同規則は、農家や林業家などの民間事業者に対する義務を定めるものではない。

③ 炭素国境調整メカニズム

上記の ETS および非 ETS 部門の排出削減に向けた具体的な措置に加え、欧州委員会は、欧州グリーン・ディールの下での 2030 年目標の達成のための手段として、新たに「炭素国境調整メカニズム (Carbon border adjustment mechanism)」を 2021 年に導入することを検討している。これは、欧州グリーン・ディール発表前には「炭素国境税 (Carbon border tax)」と呼ばれていたもので、欧州委員会は 12 月に発表したグリーン・ディールに関するコミュニケーションにおいて、国際的な貿易ルールとの整合などへの配慮から「炭素国境調整メカニズム」という用語を使用することとしたと説明している。

「域内の温室効果ガス排出のみを削減しても、域外からの CO2 輸入が増加すれば意味がない」、と、フォン・デア・ライエン委員長が 2020 年 1 月のダボス会議で主張した通り⁵⁰、炭素国境調整メカニズムは、EU が一方的にグリーン化に向けた取り組みを加速させれば、域内の生産拠点が環境基準の低い域外の第 3 国に移転される、または EU 産の製品がより CO2 排出がより多い手法で製造された輸入品に取って代わるなど、カーボンリーケージのリスクに対する対策として検討されている。欧州グリーン・ディールは、域外企業との不当な競争を防ぎ、欧州企業の競争力を保護する側面を持っており、同メカニズムはその代表的な措置といえる。

欧州委員会は、カーボンリーケージのリスク削減のために、まずは、特定分野を対象に（その後、段階的に拡大）、炭素国境調整メカニズムを新たに導入するとしている。具体的には、環境基準の低い、または環境基準を設けない第 3 国から EU に輸入される物品に対し、国境で何らかの形で課徴金を課す制度になると見られている。また、このような新財源により、英国の EU 離脱に伴う予算の減少を賄う狙いもあるとの報道も見られる。

しかし、新メカニズムに関する詳細はまだほとんど明かされておらず、欧州委員会のフィル・ホーガン委員（通商担当）は、報道機関に対し、現在行っている基礎調査が完了するまで（2020 年末か 2021 年の予定）、同メカニズムや課税制度の詳細に関するコメントを控えるとしている。報道では、新メカニズムの導入そのものに関してはアジェンダに入っているとし、実現に前向きな姿勢を示しているとされる⁵¹。

なお、新メカニズムの適用方法に関しては、ニュースメディア「ポリティコ」が鉄鋼分野への適用を例に⁵²、英国のシンクタンク「サンドバッグ」は電力分野への適用を例に

⁵⁰ <https://www.eenews.net/stories/1062187777>

⁵¹ <https://www.euractiv.com/section/climate-environment/news/eu-could-use-carbon-border-tax-against-brexits-britain-warns-mep/>

⁵² <https://www.politico.eu/article/europe-mulls-a-carbon-border-tax/>

⁵³、それぞれ解説している。両者によれば、国境炭素調整メカニズムは、域内同等品より多くのCO2排出を伴い製造された、または、輸出元の国でEUと同等以上の炭素価格が課されていない製品などに対し、EUへの輸入時に国境で課徴金を課すようなメカニズムが想定される。金額は、WTOの無差別原則に反しないよう、域内ETSの下でのカーボンプライスと同等になるとされている。また、課徴金の支払い方法に関しては、「サンドバッグ」の報告書が、可能な選択肢として、輸入者が輸入時に一種の税として支払う、または、輸入者が輸入時にETSの下での排出権を購入するという方法を挙げている。

しかし、すでに述べた通り、EUレベルでは公式な決定は一切なされておらず、上記の方式は、あくまでメディアやシンクタンクの予測に基づくことに留意する必要がある。

なお、この新メカニズムの導入をめぐって、大きな課題となるのは、WTOルールとの整合性である。特に内国民待遇原則のもとでは、域内市場における輸入品と域内品の差別が禁じられているため、それに抵触しないような制度設計が必要となる。つまり、前述の通り、EUが輸入品に炭素排出量に基づいた課徴金をかけるとなれば、域内ETSの下での炭素取引価格に基づいた課金額になる。

一方、今後、どの分野を対象に適用されていくのか、公式な発表はなされていないが、「ポリテコ」は、まずはカーボンリーケージの激しい鉄鋼分野を対象に試験的導入がなされるとみている。

これまでEUは、ETSの下で、鉄鋼分野に対し無償で排出枠を割り当てることで、リーケージのリスク回避に努めてきた。しかし、実際に国境調整メカニズムが導入されることになれば、当然、従来のようなETSの下での無償割り当てが不要となるが、欧州の鉄鋼産業団体Euroferは「現在の無償割り当てをもってしても、欧州の鉄鋼メーカーはすでに第3国の製造者に比べ、不利な競争状況にあるため、無償割り当てなどの既存の措置への過渡期の追加的措置をして、国境調整はできるだけ早く実施されなければならない」とし、国境調整メカニズムが導入されても、同分野へのETSの排出権の無償割り当てを続けるよう求める声明⁵⁴を出している。

一方で、前述のサンドバッグ報告書は、電力業界のカーボンリーケージの影響を分析している。報告書はまず、EU諸国は、ETS制度がない/ほとんどないロシアやウクライナ、トルコ、そのほかのバルカン諸国などの隣国からの電力輸入を増やしており（2017年の3TWhから2019年には21TWhまで増加）、それがカーボンリーケージを引き起こしていると指摘したうえで、同等のETSやカーボンプライスを設けない国からの電力輸入には、国境で課徴金を課すべき、としている。

また、同報告書は、今後、EUは域外国とのグリッドの相互接続を2030年までに31%向上させる計画を進めている⁵⁵ほか、2025年までに新たに5カ国（エジプト、チュニジ

⁵³ <https://sandbag.org.uk/wp-content/uploads/2020/01/2020-SB-Path-of-least-resistance-1.2b-DIGI.pdf>

⁵⁴ <http://www.eurofer.be/News%26Events/Press%20releases/PRESS%20RELEASE%20Green%20deal%20an%20important%20op.fhtml>

⁵⁵ Sandbagが、欧州電力系統運用者ネットワーク（ENTSO-E）の10カ年開発計画、EUの共通利益事業リスト及び加盟国のエネルギー戦略を基に分析したもの
<https://www.entsoe.eu/publications/tyndp/tyndp-2014/>
https://ec.europa.eu/energy/topics/infrastructure/projects-common-interest_en?redir=1

ア、リビア、イスラエル、モルドバ)との接続が見込まれていると分析、このような状況の下で、今後、域外からの電力輸入はさらに増加するとの見方を示し、国境炭素調整メカニズムがこの問題の解決策となると位置付けている。

一方で、こうした新メカニズムが、関税に代わる新たな障壁になり、世界貿易に影響を与える保護的措置となりかねないとの懸念も出ている。例えば、米国のウィルバー・ロス商務長官は、メディアに対し、炭素税がデジタル課税のように保護主義的なものになるのであれば何らかの対応をとる、と述べており、米国との通商交渉の成り行きも、同新メカニズムの導入可否に大きな影響を与えるものとみられる⁵⁶。

(3) 持続可能な欧州投資計画および公正な移行メカニズム

『欧州委員会は、追加的資金ニーズへの対応を支援するために持続可能な投資計画を発表する。(…) 欧州委員会は、欧州持続可能な投資計画の一環として、誰一人取り残さないために、公正な移行ファンドを含む、公正な移行メカニズムを提案する。』

欧州グリーン・ディールに関する政策文書から

欧州委員会は2020年1月14日、欧州グリーン・ディールに盛り込まれた政策措置のうち、最初の具体的提案として、グリーン化に向けた1兆ユーロ規模の投資の動員を目指す新計画、「**持続可能な欧州投資計画** (Sustainable Europe Investment Plan)」を発表した。同時に、同計画の一環として、このような急速な移行で取り残される市民や地域の発生を防ぐため、移行の影響を最も受ける国や地域を支援する「**公正な移行メカニズム** (Just transition mechanism)」も発表した。

両者を欧州グリーン・ディールの最初の具体的政策措置として提案したのは、グリーン化に向けた投資促進やその財源に関する加盟国やステークホルダーからの懸念に応えようとしたものとみられる。特に、EUはこれまで推進してきた環境政策において、具体的な資金の裏付けを欠いたまま、野心的な中長期目標のみを掲げてきたとして、移行の影響を特に大きく受ける石炭産業などに大きく依存するポーランドをはじめとする東欧諸国から批判が出ていた。上記計画やメカニズムにより、このような国々をどのように資金面から支援し、移行を実現していくのかが明かされたこととなる。

そこで、以下の通り、①項で「持続可能な欧州投資計画」および、②項で「公正な移行メカニズム」の概要をそれぞれ紹介する。

① 持続可能な欧州投資計画 (Sustainable Europe Investment Plan)

欧州委員会によれば、EUの現行の2030年排出削減目標を達成するためには、2030年までに年間2,600億ユーロの投資が必要となるという。EUが今後、2030年目標を引き上げれば、当然、目標達成に必要な投資額はさらに増加することとなる。

⁵⁶ <https://www.ft.com/content/f7ee830c-3ee6-11ea-a01a-bae547046735>

「持続可能な欧州投資計画（別名、欧州グリーン・ディール投資計画：以下、投資計画）」は、2021年から2030年までの今後10年間で民間および公共部門双方から少なくとも1兆ユーロの持続可能な投資を引き出すとの目標を掲げており、そのための具体的な取り組みを、「資金を確保する（Fund）」、「実現可能にする（Enable）」、「実施する（Execute）」の3つの観点からまとめている。

i. 「資金を確保する（Fund）」：財源をどう確保するのか

欧州委員会は、下図の通り、投資計画の下で1兆ユーロ規模の投資を生み出すため、EU予算5,030億ユーロを投入する中期投資戦略「インベストEU（InvestEU）」プログラムの下で、主にEU予算を担保とし、欧州投資銀行（EIB）や加盟国の主要銀行などを通じて2,790億ユーロ規模の官民投資を動員するとしている。さらに、加盟国からの資金やETSからの追加資金も投入される。

同計画の下で主要な役割を果たす「InvestEU」プログラムとは、欧州委員会のジャン・クロード・ユンケル前委員長が就任した2014年に導入された、欧州戦略投資基金（EFSI）およびその他13の資金融資プログラムに取って代わる新プログラムであり、EU予算とEIBの資金を呼び水とし、高リスクのプロジェクトに対する民間投資の動員を目指すものである。

なお、EIBは最近、2021年末で化石燃料に関連するプロジェクト（天然ガスプロジェクトも含む）への支援を廃止し、これらに代わる新型のエネルギーインフラへの資金融資を優先的に行う方針を表明する⁵⁷など、欧州におけるグリーン化を資金面から支える公的金融機関としてますます存在感を高めている。本投資計画においても、EIBは、独自の財源とEU予算を使用し、様々なプログラムを通して、EUの内外から気候環境投資の資金融資の容易化に努めることとしている。

ii. 「実現可能にする（Enable）」：持続可能な投資をどのように可能にするのか

同投資計画には、EUの気候環境目標の達成に向けた様々な投資プログラムやメカニズムが提案されているが、その実現のために重要となるのは、①官民のサステナブルな投資を動員するために、何がサステナブルかを明確にすること、②加盟国などの公的部門の役割を強化すること、である。

a) 何がサステナブルか？

この点に関して新投資計画は、「持続可能な（サステナブル）」経済活動が何かを分類するEUのタクソノミー（taxonomy、持続可能な経済活動の類型）が重要な役割を果たすとしている。

タクソノミーに関しては、欧州委員会は2018年3月に持続可能な金融に関する行動計画の一環として規則案を提案し、EU機関は2019年12月に政治合意に達している⁵⁸。同

⁵⁷ <https://www.eib.org/en/press/all/2019-313-eu-bank-launches-ambitious-new-climate-strategy-and-energy-lending-policy>

⁵⁸ <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14970-2019-ADD-1/en/pdf>

提案には、日本企業を含む内外の企業から注目が集まっていたが、EUとしては、同合意の下、以下の要件を満たす場合に「グリーン（サステナブル）」と分類することとした。しかし、今回の合意は、大枠合意にすぎず、各関係業界における要件の扱いの詳細として、今後、個別に技術スクリーニング要件が制定される。

- イ) 次の6つの環境目標のいずれかに実質的に貢献する：気候変動の緩和、気候変動への適応、水および海洋資源の持続可能な利用および保護、循環型経済への移行、汚染の予防と管理、生物多様性とエコシステムの回復または保護
- ロ) その他環境目標に多大な害を及ぼさない
- ハ) 最低限の社会的セーフガード⁵⁹を講じながら実施される
- ニ) (別途委任規則で策定される) 各目標や経済分野ごとの最低要件などを含む「技術的スクリーニング基準 (Technical screening criteria)」に沿っている

なお、タクソノミーの採択プロセスにおける主な論点となっていた原子力については、核廃棄物が環境への影響評価対象となる「過渡的活動⁶⁰」とみなされる可能性があることになったが、石炭への投資は明らかに持続可能とはみなされないことになった。

今後、欧州委員会は、前述のイ) に挙げる6つの環境目標のうち、1つ目と2つ目に關する技術スクリーニング基準を定める委任法制 (Delegated act) を2020年中に(2021年12月31日施行目標)、また、残りの目標に関する技術スクリーニング基準を定める委任法制を、2021年中に制定することとしている(2022年12月31日施行目標)。

このほか欧州委員会は、上記イ) に挙げる6つの環境目標への寄与や、環境汚染などを防ぐための各経済分野の最低要件を定めた技術スクリーニング基準を委任規則の下で定める予定である。なお、技術スクリーニング基準の制定に関しては、助言のための必要な専門家を集めたプラットフォーム「platform on sustainable finance」が今後新設される予定となっている。

さらに欧州委員会は、一連の関連規則が制定された後に、欧州グリーン・ディールの下で、InvestEUの枠組みに入らない投資に対し、当初は民間投資をターゲットに制定されたタクソノミーを、公的部門がどのように適用していけるかを模索するとしている。

そのほか、2020年第3四半期には、グリーン・ディールに沿った新サステナブル・ファイナンス(持続可能な金融)戦略が発表される予定となっている。2020年第1四半期に意見公募を実施予定としている。

なお、前述の2018年3月に欧州委員会が発表した持続可能な金融行動計画⁶¹は、欧州の金融システムに、持続可能性への配慮を取り入れる一連の措置を含む行動計画である。同行動計画には、何が「持続可能な投資」なのかを定義づけることで、資金の流れ

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2019/12/18/sustainable-finance-eu-reaches-political-agreement-on-a-unified-eu-classification-system/>

⁵⁹ 最低限のセーフガードには、OECDの多国籍企業行動指針や、国連のビジネスと人権に関する指導原則、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言などの下での原則や権利が含まれる。(規則案 第13条)

⁶⁰ 他に代替技術がなく、気候中立に寄与し、深刻な害を及ぼさない技術を活用する、過渡的に認められる経済活動を指す

⁶¹ https://ec.europa.eu/info/publications/180308-action-plan-sustainable-growth_en

を持続可能な投資に向けたり、企業の「環境、社会、ガバナンス」（ESG）活動の透明性を焦点とすることで、ESGに積極的に取り組む企業への投資を集めやすくするような一連の規制案が含まれ、持続可能な投資を誘導するための資金源を提供する持続可能な欧州投資計画の補完的な役割を果たすこととなる。

b) 公的部門の役割強化

インフラや公共サービス分野では、公的部門が持続可能な投資の主要アクターとなつて、指導的役割やコーディネーターとしての役割を果たすケースが多い。また、民間投資が思うように誘発されない時には、公共投資が必要となることもある。そこで投資計画は、ヨーロッパンセメスターを活用し、加盟国と欧州委員会の連携を確保していくとしている。

ヨーロッパンセメスターとは、欧州債務危機を受け、加盟国間の財政政策の調和が必要になって2010年から導入されたメカニズムであり、EU主導で半年毎に行われる各国の財政経済政策の協調プロセスを指す。ヨーロッパンセメスターは、EUによる加盟国の財政政策の監視制度となるものである。各加盟国の優先的投資分野や課題の特定に寄与するため、同制度を持続可能な投資に適用していくことで、投資を確実に持続可能な事業に向けるよう舵取りをすることができる。

さらに欧州委員会は、公共調達に関する最低限の義務的な環境基準または目標を定める新提案を発表するとしている。新基準は「グリーン調達」に関する共通定義を定めるもので、公共調達者によるデータ収集の許可やグリーン公共調達の影響評価に関する基準の設定などが含まれるとしている。

一方で、国家補助金の役割にも注目しており、特に環境エネルギー関連の国家補助金に関するガイドラインなどの、EUの国家補助金関連規制の見直しが2021年中に行われる予定である。

iii. 「実施する（Execute）」：持続可能な事業間のパイプライン構築

持続可能な投資の促進に向け、EUが財源および体制の整備を進める一方で、こうした利用可能な資金に合致するプロジェクトを市場で増やす取り組みである。特に大規模なインフラ事業以上に、小規模で分散された事業のための適切な融資が必要とされるクリーンエネルギーへの移行については、事業推進者向けの技術支援や助言による支援が最も効果的で、欧州委員会は、加盟国の行政に対する支援をはじめ、個別の民間/公共事業の計画策定から実施まで、以下のような様々なレベルの支援を行っていくとしている。

- a) 行政支援：構造改革支援プログラム（Structural Reform Support Programme）を通じ、加盟国に対し、気候およびデジタル移行の実現のための改革の設計および実施をめぐる技術支援を行う。現在、加盟国の国、地域レベルの行政機関における持続可能性専門家や知識、能力の限界が、持続可能なインフラや環境保護に向けた投資を抑える要因となっており、欧州委員会が同プログラムを通して加盟国の行政支援をしていく。

- b) 事業推進者への支援：前述のインベスト EU プログラム (i. 参照) の下に設置されるインベスト EU アドバイザリーハブを通じて行う。欧州委員会は、5 億ユーロの予算を充当し、投資プロジェクトの特定から、準備、開発、設計、調達、実施までを支援する。一方で、公共部門の事業推進者には、新設される「持続可能な調達審査 (スクリーニング) 」メカニズムの下で、大規模事業に対して、テーラーメイドの支援を提供。

さらに、同ハブと欧州委員会各総局、加盟国レベルの銀行や投資事業の連携を確保するために、既存の欧州投資プロジェクトポータルに取って代わるウェブサイト「インベスト EU ポータル」の 2021 年以降の設置を掲げる。新ポータルサイトの下では、投資家を探している EU の業界や事業推進者に可視化やネットワークにつながる機会を提供。

② 公正な移行メカニズム (Just transition mechanism)

前述の通り、EU が環境分野の野心的な目標や取り組みを次々と発表する一方で、石炭産業などの持続可能でない産業に依存する加盟国 (特に中・東欧諸国) は、グリーン化への移行が西欧諸国主導となり、中・東欧諸国の負担が増えることを懸念し、公正な移行を保証するための新メカニズムの導入を求めている。

欧州委員会は、こうした懸念に応える形で、持続可能な欧州投資計画の一環として、公正な移行メカニズム (Just transition mechanism) を発表した。

投資計画が、グリーン・ディール全体を焦点とし、持続可能な経済への移行に向けたあらゆる分野に対する民間および公共投資を対象としているのに対し、公正な移行メカニズムは、石炭産業/地域などの、移行の影響を最も受ける業界や地域の市民や労働者の支援を目的としたメカニズムであり、取り残される人を出さない公正な移行の実現を目指すものである。

このメカニズムによって、欧州グリーン・ディールは、「環境政策」ならびに「経済成長戦略」としての側面に加え、「社会政策」的側面も併せ持つとみることができる。

なお、本メカニズムは以下の通り、公正な移行ファンド、インベスト EU (うち公正な移行スキーム)、公共部門のローンファシリティの 3 つの柱を通して、1,000 億ユーロ規模の投資を生み出すことを目指している。

- ・ 公正な移行ファンド (JTF) : 地域の公正な移行計画 (Territorial just transition plan、詳細は後述) に基づき特定された、移行の影響を大きく受ける地域を対象としたプロジェクトに対し、初期資金融資 (Primary grant) を行う。EU 予算からの 75 億ユーロ、加盟国の結束基金 (欧州地域開発基金 (ERDF) および欧州社会基金+ (ESF+)) からの資金移行 (JTF の下で 1 ユーロの支援を受けたら、自国の結束基金予算から 1.5~3 ユーロを投入)、加盟国自身の共同出資金を基に、300~500 億ユーロの投資が誘発されると見込まれる。
- ・ インベスト EU の公正な移行スキーム: 地域の公正な移行計画に基づき特定された地域の移行に資するプロジェクトを広範に支援し、民間投資を誘引する。インベ

ト EU の下で公的な移行スキームに充てられる予算 18 億ユーロ（EU 予算から）を
基に、450 億ユーロの投資の誘発が見込まれる。

- ・ 公共部門のローンファシリティ：民間資金のてこ入れを焦点とし、地域の公正な移
行計画に基づき特定された地域の移行に資するプロジェクトを広範に支援。EU 予
算からの 15 億ユーロおよび EIB から 100 億ユーロ規模のローンを基に、250～300
億ユーロの投資を誘導。

詳細は次表の通り。

(表3) 公正な移行メカニズムの3つの柱

公正な移行メカニズム 1,000億ユーロ規模の投資(2021-2027年)				
	公正な移行メカニズム	インベストEUの 公正な移行スキーム	公共部門 ローンファシリティ	その他
	初期資金融資(Primary grant)	民間投資の誘引	民間資金のてこ入れ	鉄鋼コミュニティの研究のためのファンドから4,000万ユーロ
誘引 投資額	300億~500億ユーロ規模の資金融資	450億ユーロ相当の投資誘引	250億~300億ユーロ相当の投資誘引	
財源	EU予算から75億ユーロおよび加盟国による欧州地域開発基金(ERDF)および欧州社会基金+(ESF+)からの資金移行(JFT1ユーロにつき、1.5~3ユーロ)および加盟国からの資金を合わせて225億~425億ユーロ	EU予算から18億ユーロ	EU予算から15億ユーロおよびEIBから100億ユーロのローン	ETS見直しの下で見込まれる追加予算から140億ユーロを10加盟国の低炭素投資に充てる(2021~2030年)
支援対象 /内容	移行のための大きな課題を抱える国や地域(石炭や亜炭、オイルシャール、ピート生産に頼る地域や温室効果ガスの排出が多い産業拠点の受け入れ地域)への支援。支援対象地域は、地域の公正な移行計画に基づき決定する。 スキル向上に向けた労働者支援や同地域での雇用創出につながるビジネスチャンスの創出、クリーンエネルギーへの移行に向けた投資支援などを行う。	移行の影響を大きく受ける地域への民間投資を誘引し、これら地域経済の成長に繋がるような支援を行う。 InvestEUのプロジェクト選別基準に基づくため、地域の公正な移行計画に基づくJTFより広範なプロジェクトへの支援を行う。InvestEUの支援対象プロジェクトは以下の通り: エネルギー・運輸インフラ(ガスインフラや地域熱供給を含む)、脱炭素化プロジェクト、地域経済の多様化、社会インフラ、スキル向上 なお、対象地域は公正な移行計画が承認された地域。	エネルギー・運輸インフラ、地域熱供給ネットワーク、エネルギー効率措置、社会インフラなどの公的プロジェクトへのローン支援や資金融資を行う。 なお、プロジェクト対象地域は公正な移行計画が承認された地域。	

(出所) 「持続可能な欧州投資計画コミュニケーション」(欧州委員会)から作成

なお、同メカニズムの実施にあたり主要な役割を担うのが、前述の「地域の公正な移行計画」である。

2030年までの期間をカバーする同計画は、加盟国が策定するもので、移行の影響を最も大きく受ける自国内の地域（1つまたは複数）を特定することが求められる。具体的には、加盟国は、ヨーロッパセメスターの枠組みの下で、欧州委員会と協議しつつ、化石燃料に依存する取り組みからの脱却や温室効果ガス排出の多いプロセスや製品の脱炭素化に由来する社会的、経済的および環境的課題を特定し、2030年に向けた移行プロセスの概要（発展や、リスク、環境回復のニーズ、課題に対応するためのアプローチ、移行タイムライン、実施する対策事業の内容、ガバナンス体制など）を定める。ここで特定された課題や優先取り組み事項に沿って、国や地域ごとに公正な移行基金（JTF）の下での支援ニーズが決まる。最終的な計画の承認は、欧州委員会が行い、承認されれば、移行メカニズムの下で適当な支援が行われる。

なお、ニュースメディア Euractiv によると⁶²、2020年1月に各加盟国政府に JTF の下での資金融資に関する提案が送られている。それによると、公正な移行ファンドの下で最大の恩恵を受けるのはポーランド（割当上限となる20億ユーロ）となり、次いで、大きな石炭地域を抱えるドイツ（8.77億ユーロ）となった。それにルーマニア（7.57億ユーロ）およびチェコ（5.81億ユーロ）が続く。

しかし、加盟国は、提案額を受け取るためには、上述の通り、今後、欧州委員会に提出する地域の公正な移行計画の下で、どのように融資資金を使用し、移行を実現するのか、詳細を定め、欧州委員会の承認を受ける必要がある。

また、欧州委員会は、同メカニズムの下に、技術およびアドバイザーアシスタンスのためのプラットフォームを設置するとしている。同プラットフォーム上で、国、地域、関係機関、ステークホルダーによる優良事例に関する情報交換が可能となるが、これは既存の石炭地域の移行支援のためのプラットフォームを基にしたものである。

なお、欧州グリーン・ディールの実施に向けた予算や、その財源に関する欧州委員会の一連の計画は2020年3月19日時点で、次期（2021～2027年）EU 多年度財政枠組み（MFF）について、EU 機関が合意しておらず、今後変更される可能性がある。すなわち、欧州委員会の予算計画は、少なくとも欧州委員会が提案した環境予算（予算全体の25%）が確保された場合にのみ可能となり、今後の交渉で、欧州理事会が環境政策への予算の割り当てを引き下げれば、上記計画に基づいた財源の確保は難しくなる。報道⁶³によれば、すでにポーランドへの割当額を半減する提案がなされたという。

（4） 欧州の自然環境保護

欧州委員会は、欧州グリーン・ディールの7つの政策分野の一つを「生物多様性」とし、その中で、欧州におけるエコシステムおよび生物多様性の保護・回復に向け、「森

⁶² <https://www.euractiv.com/section/energy-environment/news/poland-germany-get-largest-slices-of-just-transition-fund/>

⁶³ <https://www.euractiv.com/section/climate-environment/news/polands-just-transition-bonus-cut-50-under-latest-eu-budget-proposal/>

林」および「海洋」分野も含めた取り組みを行うとしている。以下では、こうした生物多様性分野の取り組みを取りまとめた。

① 生物多様性

欧州委員会は2020年10月に、中国の昆明市で開催される国連生物多様性会議の場で「ポスト2020生物多様性世界枠組」が制定されることを踏まえ、欧州グリーン・ディールの一環として、2020年3月までに、「新生物多様性戦略2030」を発表し、2021年に具体的な取り組みを発表するとしている⁶⁴。

EUは、2010年に日本で行われた国連生物多様性会議でのコミットメントの内容をまとめた、6つの目標および20の取り組みを定める「欧州生物多様性戦略2020⁶⁵」を2011年に制定している。これは、EUにおける生物多様性およびエコシステムサービス⁶⁶の喪失に終止符を打ち、2020年までに世界的な生物多様性の喪失を食い止めることを目標としたものであった。しかし、2015年にEU環境理事会が実施した中間レビューにおいて、複数分野の進捗が見られたものの、さらなる取り組みの強化が必要とされ、新戦略の策定の必要性が高まっていた⁶⁷。

今回、欧州グリーン・ディールに組み込まれた新戦略は、今年10月に予定される昆明での国連会議の場でEUのコミットメントおよび立場を示すものとなり、目標達成に向けた措置を特定するものとなる。新戦略には、数値目標や「Naturea 2000」⁶⁸などの下で保護される生物多様性が豊かな土地や海域の拡大などが含まれる見通しである。

具体的には、加盟国は、「Natura 2000」ネットワーク下にある地域の保護および回復をより効率的に実施するために越境連携の強化に努め、欧州委員会は、どの措置や規制が破壊されたエコシステムの回復に寄与するかを特定することになる。さらに、同戦略には、欧州都市のグリーン化や都市部での生物多様性向上に向けた提案も含まれるという。

そのほかにも、欧州グリーン・ディールの下で、2020年春に発表される予定の農業分野における「農場から食卓まで戦略 (From Farm to Fork Strategy) ⁶⁹」を通じたアプローチと、共通漁業政策を通じて、漁業による海洋エコシステムへの影響削減に向けた取り組みを継続するほか、生物多様性戦略に基づき、新EU森林戦略の準備も行うとしている。

なお、今後制定される「新生物多様性戦略2030」の焦点となるのは、欧州議会などの求めに応じる形で、「強制力を持つ目標」が組み込まれるのかどうか、という点である。前述の通り、EUレベルでは、EU理事会の「生物多様性戦略2020」の中間レビューは、さらな

⁶⁴ 「新生物多様性戦略 2030」ロードマップの案が 2020 年 1 月まで意見公募されていた。

<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12096-EU-2030-Biodiversity-Strategy>

⁶⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52011DC0244>

⁶⁶ エコシステムから、直接的または間接的に受ける経済的、社会的、文化的な恩恵のことを指す

⁶⁷ 同レビューはその後 2016 年に欧州議会により決議として採択された

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2016-0034_EN.pdf

⁶⁸ 生物多様性の保全のために設置された EU の自然保護地域のネットワーク

https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/index_en.htm

⁶⁹ https://ec.europa.eu/food/farm2fork_en

る取り組みの強化が必要との判断だったが、世界レベルでも、例えば国連の報告書は、「2020年生物多様性目標」のほとんどは未達成と報告している⁷⁰。つまり、これまでの法的拘束力を持たない目標設定では、目標の達成が困難ということはすでに示されており、生物多様性の喪失が深刻化し対策が急務となる中で、強制力を持った目標設定が求められている。

この点に関して欧州議会は、10月の国連生物多様性会議では、パリ協定のように強制力を持つ目標に合意することを目指すべきだとする決議を2020年1月に採択した⁷¹。また、同決議は、同会議においてEUがリーダーシップを発揮するためには、EUの生物多様性戦略2030の下で、以下の実現を目指すべきだとしている。

- ・最低でもEUの土地の30%を自然エリアとして確保する
- ・退化するエコシステムを2030年までに回復する
- ・生物多様性目標を全てのEUの政策で重視する
- ・次期（2021～2027年）多年度財政枠組み予算の少なくとも10%を生物多様性向上取り組みに充てる

さらに、欧州議会は、上記決議の中で、より持続可能な農業や林業の実現のために、殺虫剤の利用削減に関して、強制力を持つEU目標の制定の必要性も強調した。

なお、新戦略はまだ公式に発表されてはいないが、一部メディアによると、数値目標（法的強制力の有無は不明）制定が含まれており、以下のような内容が言及されているという⁷²。

- 2030年までの殺虫剤利用の50%削減目標
- 2030年までの化学殺虫剤および鉱物肥料の使用の大幅削減（30%削減）目標
- 統合的な害虫管理やバイオコントロール（植物病害の防除）の利用
- 蜂などの花粉媒介者の減少を止め、増やす目標のほか、花粉媒介者戦略の制定/レビューの必要性
- EUの陸域および海域の最低30%のリカバーに向けた年間予算200億ユーロの自然回復計画の策定

一方でEU理事会も2019年12月、2020年以降の世界生物多様性枠組みの構築に向けた政策ガイドラインとして「生物多様性戦略2030」の策定に関する結論（Conclusion）を採択している⁷³。同文書は、2020年以降の世界的な生物多様性枠組みの実現のためには、国別生物多様性戦略および行動計画（NBSAP）の策定が重要となると強調し、共通農業政策（CAP）などのEUの政策に生物多様性保護を組み込んでいく、との方向性を示した。さらに、現在交渉中の多年度財政枠組み（MFF）や共通漁業政策（CFP）、循環型経済行動計画の設計および実施などに、生物多様性の一貫性ある統合を行うべきだとしている。

⁷⁰ <https://www.un.org/sustainabledevelopment/blog/2019/05/nature-decline-unprecedented-report/>

⁷¹ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20200109IPR69908/to-save-biodiversity-meps-call-for-binding-targets-at-global-and-eu-level>

⁷² <https://www.endseurope.com/article/1672960/eu-mulls-50-pesticides-cut-2030>

⁷³ <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-15272-2019-INIT/en/pdf>

② 森林

EUが気候中立を達成し健康的な環境の構築を実現するためには、EUの森林地を、質および量の両側面から改善する必要がある。そこで欧州委員会は、3月までに制定される予定となっている前述の「生物多様性戦略2030」に基づき、森林サイクル全体をカバーし森林がもたらす様々な恩恵の促進に向けた新EU森林戦略を制定する予定としている。

新戦略の主要目標は、CO2のさらなる回収を支援し、森林火災の発生や広がりを抑え、バイオ経済を促進するための、欧州における効率的な植林、森林の保護、森林の再生であり、欧州委員会は、2019年7月に発表した政策文書「世界の森林保護および再生に向けたEUの取り組み強化⁷⁴」で制定された以下の優先取り組み事項に基づき、規制等の措置を取るとしている。

- 消費活動による土地への負荷を減らし、森林破壊のないサプライチェーンによって供給される製品の消費を奨励する
- 生産国との連携を強化する
- 国際的な連携を強化する
- より持続可能な土地利用慣行を支援するように資金の流れに変える
- 森林やサプライチェーンに関する情報の利用可能性および質の向上を支援する

③ 海洋

持続可能な「ブルー経済」は、EUの土地資源への需要緩和や気候変動への対処において重要な役割を果たすとされ、例えば新たなプロテイン源となるような、海洋資源の利用を促進することで、農地への環境負担を軽減することができる。

そこで欧州委員会は、2019年9月に採択された「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関するIPCC（政府間パネル）特別報告書」⁷⁵に基づき、海洋分野における取り組みを提案している。これには、特に、増加する洋上風力発電を促進するための海洋領域のより持続可能な管理に関する措置などが組み込まれる予定である。また、欧州委員会は、違法・無報告・無規制（IUU）漁業に対する許容ゼロのアプローチをとるとの立場も示している。なお、これらの措置は、2020年6月にポルトガルで開催される国連海洋会議の場で、EUの立場として示されることとなる。

⁷⁴ https://ec.europa.eu/info/publications/eu-communication-2019-stepping-eu-action-protect-and-restore-worlds-forests_en

⁷⁵ <https://www.unenvironment.org/resources/report/ipcc-special-report-ocean-and-cryosphere-changing-climate>

2. 「循環型経済における欧州プラスチック戦略」にかかわるルール形成と企業の取り組み動向

本章では、EUの環境分野における最新政策動向の中で最重点課題のひとつとなっているプラスチック戦略について、特に、実際に産業界にどのような影響を及ぼすのか、加盟国や欧州企業がどのような対応・取り組みを進めているのか取り上げる。

なお、以下で紹介するプラスチックをめぐるEUの規制や政策は、グリーン・ディールの一環として発表されたものではなく、それ以前から循環型経済（サーキュラー・エコノミー）政策の下でEUが取り組んできたものである。しかし、欧州委員会は、クリーンな循環型経済に向けた産業戦略を欧州グリーン・ディールの柱の一つに位置づけ、前述のとおり2020年3月11日、プラスチックも対象とする新たな循環型経済行動計画を2020年3月に発表した（「1.（1）② 持続可能な産業」参照）。

（1）プラスチックをめぐる規制動向

世界的にプラスチックごみ問題への注目が高まる⁷⁶中、EUは積極的に規制強化に乗り出し、世界的に取り組みをリードしている。

EUとしては、プラスチックごみ問題のみを焦点とした固有の規制・政策枠組みを持たないが、同問題は主に、「プラスチック戦略」や「廃棄物政策」などを含む「循環型経済政策」の下で扱われている。

近年のEUの政策展開における分野横断的なキーワードとなっている「循環型経済」は、2015年に欧州委員会が発表した「循環型経済行動計画」⁷⁷を契機に広がったコンセプトである。内容的には、従来の経済活動における製品を製造し、使い、捨てるという直線型（リニア型）の消費サイクルを、作り、使い、再利用/リサイクルしまた使う、という循環型（サーキュラー）サイクルに移行していくことで、廃棄物や資源利用を最小限に抑え、製品の価値を最大限に市場にとどまらせることを目指したものである。上記アクションプランには、具体的に54件の措置が含まれていたが、欧州委員会はすべての措置が2019年までに完了または実施に至った（一部は継続中）ことを進捗報告書⁷⁸で報告しており、新たな循環型経済行動計画の制定に向けた検討作業が進められてきた。前述の通り、2019年12月11日に発表された欧州グリーン・ディールに関する政策文書の中で、欧州委員会は同行動計画を、EU産業政策と共に策定することを盛り込み、2020年3月10日から11日にかけて相次いで発表した⁷⁹。新行動計画は、資源の持続可能な使用、消費者の権利強化、さらに資源集約型産業（繊維、建設、電機、プラスチック）の循環型モデルへの移行に向けた施策を打ち出すこと等が盛り込まれた。

⁷⁶ G7レベルでは、2015年のエルマウ・サミットにおいて、海洋ごみ、特にプラスチックごみが世界的課題であることを初めて提起。その後2018年6月のカナダ・シャルルボワ・サミットにおいて、カナダ及び欧州各国が「海洋プラスチック憲章」を承認するなどの動きが見られる。

https://www.consilium.europa.eu/media/40516/charlevoix_oceans_plastic_charter_en.pdf

⁷⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015DC0614>

⁷⁸ http://ec.europa.eu/environment/circular-economy/pdf/report_implementation_circular_economy_action_plan.pdf

⁷⁹ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/389d30ebaafe0851.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/5ba822c725506e14.html>

プラスチックをめぐる政策に関して、2015年の循環型経済行動計画に基づき、EUは2018年1月に、2030年までにEU域内で使用される全てのプラスチック製の容器や包装材をリユースまたはリサイクル可能なものにし、使い捨てプラスチック製品を削減するなどの目標を盛り込んだ、包括的な「循環型経済における欧州プラスチック戦略」を策定した⁸⁰。海洋プラスチックごみ対策の具体的施策として、使い捨てプラスチック（SUP: single-use plastics）指令や港湾引き受け施設に関する指令（海洋ごみ対策）の改正などを採択している。一方で、廃棄物政策に関しても、循環型経済行動計画の下で一連の廃棄物管理に関する法令を2018年に改正した。

特に、使い捨てプラスチック製品（SUP）の2021年以降の流通禁止を柱とする「特定プラスチック製品の環境負担低減に関する指令（SUP指令）」⁸¹が2019年7月2日に発効したこと受け、加盟国は、発効から2年をめどに指令に対応した国内法を整備することが求められている。

よって、本調査では、使い捨てプラスチック指令およびフランスなど、先行する主要加盟国の国内法の概要をまとめるとともに（2.（1）①項）、2018年に循環型経済行動計画の下で見直しが行われた包装廃棄物規制（2.（1）②項）（特に事業廃棄物やBtoB向け包装材に関する）の規制動向をとりまとめた。

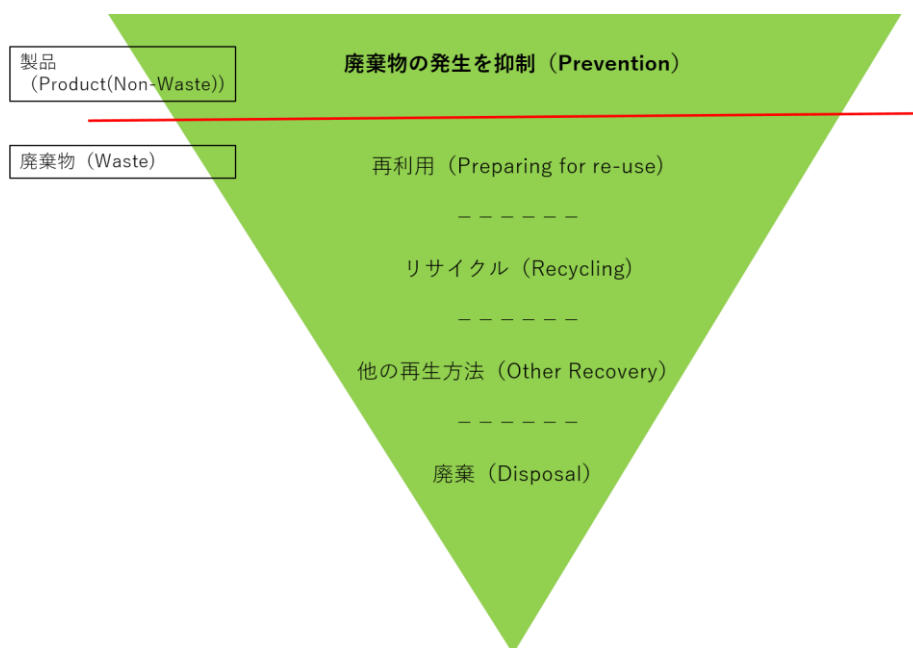
また、プラスチック廃棄物のリサイクルに関連しては、欧州委員会が2018年12月に立ち上げた「循環型プラスチック同盟」が、2025年までにEU域内での製品生産に1,000万トンのリサイクルプラスチックの採用を目指す方針を掲げ、国内外の様々な規模の企業70社以上が自主目標を宣言している。そのため、この問題に対する欧州産業界の動向について、企業の個別の取り組み例や、EUの「リサイクルプラスチック1000万トン市場目標」を受けた企業の自主目標を紹介する（2.（2）項）。

なお、EU循環型プラスチック戦略を理解する上で、EUの廃棄物管理の優先順位を示す「廃棄物ヒエラルキー」を踏まえておくことが肝要である。次図の通り、EUが定めた廃棄物ヒエラルキーは、廃棄物の発生を防ぐことを最優先事項とし、その下に再利用やリサイクルを置いている。すなわち、まずは上述のSUP指令のような廃棄物の発生防止に優先的に取り組み、それでも発生した廃棄物は再利用またはリサイクルとする。これが欧州における廃棄物管理の基本アプローチとなっている。

⁸⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1516265440535&uri=COM:2018:28:FIN>

⁸¹ <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj>

図1 EUの「廃棄物ヒエラルキー」



(出所) 欧州委員会資料⁸²をもとにジェトロ作成

① EUの「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関わる指令」の概要および先行する加盟国の規制概要

a) EUの「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関わる指令」の概要

2019年7月、EUの「特定プラスチック製品の環境負担低減に関する指令（SUP指令）⁸³」が正式に発効した。これは、EUプラスチック戦略の支柱として発表された措置であり、カトラリーや皿、ストロー、マドラーなど、10種の使い捨てプラスチック製品のEU市場への投入を2021年から禁止する内容となっている。また、特定使い捨てプラスチック製品について、消費削減、製品設計、ラベル、拡大生産者責任⁸⁴、分別収集、意識向上に関する様々な措置の制定を加盟国に求めるものである。

次の表では、本指令の下で制定される措置および対象となる使い捨てプラスチックをまとめた。

なお、本指令について、加盟国は同指令を国内法に置き換え、国内法の下で同指令の定める規制を実施することとなる。加盟国は、特別に記載のある一部例外を除き、2021年7月3日までに自国における措置を策定しなければならない。

⁸² <https://ec.europa.eu/environment/waste/framework/>

⁸³ <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj>

⁸⁴ 製品の使用後の回収費用を生産者が負担するなど、生産者の責任を製品の使用後まで拡大させること

表4 使い捨てプラスチック指令の下で制定される措置および対象となる製品

	消費削減	流通禁止	製品設計	マーキング	拡大生産者責任	分別回収	意識向上
			取り外せないキャップ/ふた	最低リサイクルプラスチック含有量			
指令の該当付属書	パートA	パートB	パートC	パートF	パートD	パートE	パートG
適用開始例外 (注1)		2021/7/3 ~	2024/7/3~	2021/7/3~	2024/12/31までに適用開始 (注2)		
プラスチック製の綿棒の軸		○					
カトラリー (注3)		○					
皿		○					
ストロー		○					
マドラー		○					
風船棒		○					
全オキソ分解性プラスチック製品		○ (ただし、付属書では挙げられていない)					
食品容器 (注4)	○	○ (発泡スチロール製)			○		○
ポケットやラップ包装					○		○
飲料容器 (キャップ・ふたを含む)		○ (発泡スチロール製)	○ (3リットルまで。特別な医療用途は例外)		○ (3リットルまで)		○ (3リットルまで)
3リットルまでの飲料ボトル (キャップ・ふたを含む)				○		○	
飲料用カップ	○ (カバー・ふたを含む)	○ (発泡スチロール製、カバー・ふたを含む)		○	○ (カバー・ふたを含む)		○ (カバー・ふたを含む)
軽量プラスチック袋					○		○
生理用品				○			○
ウェットティッシュ				○	○		○
風船					○		○
フィルター付きタバコ製品やタバコ製品用フィルター				○	○ (2023年1月5日までに適用開始)		○
プラスチックを含む漁業用ギア					○ (ただし、付属書では挙げられていない)		○ (ただし、付属書では挙げられていない)

(出所) SUP指令に基づき作成

注1 特別記載がない場合は、2021年7月3日までに加盟国が自国での置き換え措置を制定

注2 2018年7月4日より前に制定された拡大生産者責任制度に関しては、2023年1月5日までに適用開始

注3 ナイフ、フォーク、スプーン、箸

注4 容器から直接消費するため、皿などの代わりとなり、食品を入れるために使用される、ふた付き／なしの箱などの容器。ファストフード店や、そのほかのその場で消費される食品用の容器も含むが、飲料容器や皿、箱型のもの、包装紙（ラップ）は除く

続いて、表 4 に掲げた各措置の概要を紹介する。

- **消費削減**

加盟国は、指令の付属書パート A に挙げられている使い捨てプラスチック製品（食品容器、飲料用カップ（カバー・ふたを含む））に関して、2026 年までに、2022 年と比較して、大幅な消費削減を達成できるように、必要な措置（目標の設定や、再利用可能な代替品を確保するための措置など）をとる。

また、2021 年 7 月 3 日までに、加盟国は、実施措置の概要を欧州委員会に報告し、欧州委員会は、消費削減の計算方法や確認方法を定める実施規則を策定する。

- **市場流通規制**

加盟国は、指令の付属書パート B で挙げられている使い捨てプラスチック製品（ストロー、マドラーなど 9 種）およびオキシ分解性プラスチック製の全製品の市場流通を禁止する。

- **製品設計**

- 飲料ボトルのキャップ/ふたに関する要件

加盟国は、指令の付属書パート C に挙げられている、プラスチック製のキャップまたはふたを使用している使い捨てプラスチック製品について、容器使用時に、キャップやふたが容器から取り外せないような設計になっている場合に限り、流通できるようにする。

欧州委員会は、欧州標準化委員会（CEN）に対して、上記要件に関する欧州規格を制定することを求める。規格制定後は、同規格に準拠した製品や部品が、上記要件に適合しているとみなされる。

- 飲料ボトルへのサイクルプラスチックの最低含有量

指令の付属書パート F に挙げられている製品（3 リットルまでの飲料ボトル）に関しては、以下の通り、加盟国が達成すべきリサイクルプラスチックの最低含有量が制定される。

- 2025 年から、PET ボトルについて、リサイクルプラスチックの最低含有量を 25% とする
- 2030 年から、全ての飲料ボトルについて、リサイクルプラスチックの最低含有量を 30% とする

なお、2022 年 1 月までに、欧州委員会は、上記目標に関する計算方法や確認方法に関する実施規則を制定する。

- **ラベル**

加盟国は、指令の付属書パート D に挙げられている製品（飲料用カップ、生理用品など）に関して、包装または製品自体に、分かりやすく、はっきり読むことができ、消えないラベル表示をつけ、以下の情報を消費者に知らせるようにする。

- 製品の適切な廃棄物管理方法または避けるべき廃棄物処理方法
- 製品へのプラスチック含有情報および、製品のポイ捨てやその他の不適切な廃棄方法の結果として環境に生じる悪影響

なお、欧州委員会は、2020 年 7 月 3 日までに、製品ラベルに関して、さらなる詳細を定める実施規則を策定する。

・ **拡大生産者責任**

加盟国は、指令の付属書パート E に挙げられている製品（食品容器、飲料容器など 8 種）およびプラスチックを含む漁業用ギアに関する拡大生産者責任制度を策定する。生産者が負担すべきコストは製品ごとに異なり、詳細は下表の通りである。

表 5 使い捨てプラスチック指令が掲げる製品ごとの拡大生産者責任

SUP	コスト負担対象 サービス	意識向上 措置	公的回収制度 の対象ではない製品廃棄物 の回収 ⁸⁵	清掃や、回収 ごみの運搬お よび処理	データ収 集・報告	分別回 収
	食品容器	○	○	○		
	パケット/ラップ包装	○	○	○		
	飲料容器（3 リットル まで）	○	○	○		
	飲料カップ	○	○	○		
	軽量プラスチック袋	○	○	○		
	ウェットティッシュ	○		○	○	
	風船	○		○	○	
	たばこフィルター	○	○	○	○	
	漁業用ギア（パート E リスト外）	○				○

（資料）使い捨てプラスチック指令に基づき作成

なお、生産者が負担するコストは、上表に記載されるようなサービスの提供に必要とされるコストを上回らないこととし、欧州委員会は、清掃コストに関するガイドラインを制定する。

そのほか、生産国と販売する国が違う場合については、以下のようなルールが制定される。

- 生産者拠点が国外で、製品販売が国内の場合：製品が販売される加盟国は、生産者に対し、自国に拠点を置く個人または法人を国内での拡大生産者責任制度の義務遂行のための代表者として任命することを許可する。
- 生産者拠点が国内で、製品販売が国外の場合：加盟国は、生産者が、製品を販売する国の国内での拡大生産者責任制度の義務遂行のための代表者を任命するようにする。

プラスチックを含む漁業用ギア

付属書のパート E のリストには含まれていないが、プラスチックを含む漁業用ギアに関して、以下のような取り組みが定められている。

- 国内での流通に対し拡大生産者責任制度を適用
- 海洋海域を有する加盟国は、リサイクルできるプラスチックを含む漁業用ギア廃棄物の年間最低回収率を設定
- プラスチックを含む漁業用ギアの流通や回収された廃棄物に関する情報を欧州委員会に報告

⁸⁵ インフラやオペレーション、廃棄物の運輸、処理コストも含む

- プラスチックを含む漁業用ギア生産者は、港に上げられたギア廃棄物の分別収集コストおよび、意識向上に関する取り組みのコストを負担

• 分別収集

加盟国は、リサイクルのための分別収集を確保するために必要な措置をとる。具体的には、指令の付属書パートFに挙げられている使い捨てプラスチック（飲料ボトル）の廃棄量を、流通量と廃棄量が同等と仮定して、2025年までに流通量の77%、2029年までに90%とする。また、目標達成のために、加盟国は、デポジット制度の導入や、拡大生産者責任制度の分別収集目標の制定に取り組む。

欧州委員会は、加盟国間の目標達成に向けた適切な措置（特にデポジット制度）に関する情報交換や優良事例の共有の容易化に努めるほか、2020年7月3日までに、分別収集についての目標に関する計算方法や確認方法を定める実施規則を策定する。

• 意識向上のための措置

加盟国は、本指令の対象となる使い捨てプラスチック由来のごみの削減に向け、指令の付属書パートGに挙げられている使い捨てプラスチックおよびプラスチックを含む漁業用ギアに関して、以下の情報を消費者に提供し、責任のある行動を促す措置をとる。

- 再生可能な代替品の利用可能性、対象製品やプラスチックを含む漁業用ギアの再利用制度や廃棄物管理の方法、廃棄物管理の優良事例
- 対象となる使い捨てプラスチック製品やプラスチックを含む漁業用ギアのポイ捨てや、その他の不適切な廃棄物処理の環境への影響（特に海洋環境）
- 対象となる使い捨てプラスチック製品の不適切な廃棄物処理の下水道ネットワークへの影響

また、最近の報道によると、欧州委員会のミンダウガス・シンケビチュウス委員（環境・海洋・漁業担当）は、使い捨てプラスチックルールの適用範囲を今後、拡大する方針であり、現在どのようなやり方が適切で現実的かを検証していると述べた⁸⁶。その例として、プラスチック包装の禁止やリサイクルプラスチックの使用などを挙げているが、今後こうした方向でEUの使い捨てプラスチック指令の見直しが見込まれる可能性があることに留意しておく必要がある。

本指令は、発効からまだ日が浅いこともあり、加盟国レベルの国内法への置き換え作業の進捗を把握することは難しいが、すでにフランスでは、国内法の下で2020年からの国内での一部の使い捨てプラスチックの禁止を開始したほか、2040年からの全ての使い捨てプラスチックの禁止措置の拡大へ向けた動きも出ている。また、英国（イングランド）も使い捨てプラスチックの禁止について、すでに国内での適用を決定している。そこで以下では、使い捨てプラスチック指令の国内実施例として、フランスおよび英国における先進的な取り組み事例を紹介する。

⁸⁶ <https://www.bnnbloomberg.ca/eu-commission-considers-ban-on-plastic-packaging-die-welt-1.1372760>

b) フランス

フランスでは2021年のEUレベルの使い捨てプラスチック製品の禁止に先駆け、すでに2020年1月1日から大規模店舗での一部使い捨てプラスチック（コップ、グラス、皿、綿棒）の禁止が始まった。さらに、学食におけるプラスチックボトル入りの水（炭酸水を除く）の提供も禁止された。さらに、2021年から2023年にかけて、禁止対象を以下のように拡大していく予定である。

表6 フランスにおける使い捨てプラスチック禁止の対象製品

	禁止される使い捨てプラスチック	その他
2020年	コップ、グラス、皿、軸がプラスチックの家庭用綿棒	学食におけるプラスチックボトル入りの水（炭酸水を除く）の提供禁止
2021年	ストロー、カトラリー（ナイフ、フォークなど）、マドラー、持ち帰り用グラスのふた、発泡ポリスチレンの容器（店内飲食用もしくは持ち帰り用）、ボトル、ステーキ用ピック、風船棒、プラスチック紙吹雪	オキソ分解性プラスチック製品の販売禁止 一 一般公開施設や企業でのペットボトル飲料の無料配布禁止 量り売り製品用に顧客が持参した容器の受け入れ義務 過剰プラスチック包装を制限するためのボーナス・マルス制度（以下、拡大された生産者責任に関する措置を参照）
2022年	非生分解性プラスチック製のティーバック、小売店での1.5kg未満の未加工の野菜・果物のプラスチック包装、ファーストフード店のおまけで無料提供されるプラスチックおもちゃ	公衆を受け入れる施設への冷水器の設置義務
2023年	ファーストフードなどの飲食店での使い捨て食器の提供禁止（持ち帰りでない場合）	

（出所）フランス政府⁸⁷資料、循環経済法、環境法から作成

このような一部使い捨てプラスチック製品の禁止措置は、当初、2015年に発効した「グリーン成長のためのエネルギー転換法⁸⁸」の下で提案された後、2018年11月に施行された「食品法⁸⁹」の下で適用が拡大されるに至った。さらに、循環経済法（施行日2020年2月

⁸⁷ <https://www.ecologique-solidaire.gouv.fr/loi-anti-gaspillage>

⁸⁸ Loi de transition énergétique pour la croissance verte
<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000031044385>

⁸⁹ 正式名称：Loi pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous
<https://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPreparation.do?idDocument=JORFDOLE000036562265&type=general&typeLoi=proj&legislature=15>

12日)⁹⁰は、2040年の使い捨てプラスチックの完全禁止を打ち出し、それに向けた段階的な使い捨てプラスチック削減に向け、使い捨てプラスチック禁止措置の適用範囲を大幅に拡大した。

具体的には、今後、2021-2025年に向けた使い捨てプラスチックの削減、再利用、リサイクル目標が省令（デクレ）の下で制定されていくことになっており、その後も5年ごとに目標が見直される予定である。

そのほかにも、同循環型経済法には、世界を先導するような取り組みが多数盛り込まれているが、プラスチックごみ問題対策となる主なものは以下の通り。

- ・ **プラスチックボトルの回収/分別をめぐる取り組みの強化**
 - 回収、分別、リサイクルのパフォーマンスに関する措置の決定
 - 分別ルールの特例化（つまり分別センターの現代化）
 - 2023年に分別ルールの簡素化に関する進捗報告を行い、その後、リサイクルと再利用のための混合デポジット制度を導入
 - 任意の地域（特に海外県）でのデポジット制度の試験的導入
- ・ **マイクロファイバーフィルターの洗濯機への取り付け義務化**
合成繊維の布を洗濯機で洗うと、プラスチックマイクロファイバーが環境に流出し、汚染源となるため、新品の洗濯機（個人用/商用）へのマイクロファイバーフィルターの取り付けを義務付け（2025年1月1日適用開始）
- ・ **製品、包装または製品に添付される文書への「トリマン・マーク」の表示義務付け。**
マークには分別方法に関する情報が一緒に表示される（2021年適用開始）

図2 回収・リサイクル対象製品への貼付が義務付けられるトリマン・マーク



（出所）フランス環境・エネルギー制御庁（ADEME）ウェブサイト

⁹⁰ <http://www.assemblee-nationale.fr/15/ta-commission/r2553-a0.asp>
<https://www.ecologique-solidaire.gouv.fr/adoption-au-senat-lunanimite-du-projet-loi-anti-gaspillage-economie-circulaire>
<https://www.ecologique-solidaire.gouv.fr/loi-anti-gaspillage>

- ・ **拡大生産者責任（EPR）の適用対象拡大**
商用包装材、建物建設材、おもちゃ、スポーツ・レジャー用品、大工用品、ガーデニング用品、エンジンオイル、たばこの吸い殻、チューインガム、衛生布（生理用品やコットン、おむつなど）、釣り用具の生産者が新たに対象となる（適用開始日は、製品分野ごとに異なり、2021年～2024年）
- ・ **拡大された生産者責任（EPR）による回収・リサイクルのための拠出金の割引（環境にやさしい製品の生産者）および割増（環境への配慮が少ない製品の生産者）の導入**
（2021年1月1日から適用開始）

【参考】フランスでは、1992年の容器包装廃棄物に関する規制を制定して以降、家庭から出る包装廃棄物の回収・リサイクルに関するコストを生産者が負担することとしており、多くの場合、生産者は生産者責任団体 CITEO に委託している。すなわち、生産者は CITEO に委託料金を支払い回収からリサイクルまでを一任し、CITEO は集めた費用を使用し実際に回収・リサイクルを請け負う自治体に支援金を支払っている。なお、2019年1月から、リサイクルポリエチレンを使用した製品を流通させる事業者に対する、回収リサイクル費用負担の半減制度が導入されていたが、循環型経済法の下で、このような優遇措置が全 EPR 対象分野に適用されることになる。

このようにフランスでは、EU の廃棄物ヒエラルキーの最上部に位置する、廃棄物の発生の抑止に向けた取り組みを中心に、様々な取り組みを進めるほか、今後の指針に関しても野心的な取り組みを掲げている。但し、欧州のプラスチック業界団体であるプラスチック・ヨーロッパが発表した 2019 年版データ⁹¹によると、実際には、フランスのプラスチックリサイクル率は極めて低く、2018 年の EU 全体のプラスチック廃棄物のリサイクル率が 32.5% なのに対し、フランスは 30% に届いておらず、加盟国の中でも最も低い国の一つとなっている。また、フランス政府は、2025 年にプラスチックリサイクル率 100% 達成との目標を掲げているが、2018 年に欧州で最もリサイクル率が高かったスペインでも 40% 強だった。フランスの現在のリサイクル率からするとその目標の達成は難しいかもしれないが、国レベルでは対策を積極的に講じている。

c) 英国

英国は 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱した。ビジネス環境の激変緩和のための移行期間が終了すると、英国は EU 法の適用対象外となることから、今後、使い捨てプラスチック指令などの EU 規制への対応・適用に関する議論が進められることになるが、プラスチックに関してはすでに数年前から独自の規制に乗り出していた。

マイケル・ゴープ環境・食糧・農村地域相（当時）は、2019 年 5 月、プラスチック製のストロー、マドラー、綿棒の流通販売を 2020 年 4 月からイングランド地域で禁止する法案を正式に発表した（医療目的や障害者用の製品は一部例外）⁹²。すでに上記 3 製品の禁

⁹¹ https://www.plasticseurope.org/application/files/1115/7236/4388/FINAL_web_version_Plastics_the_acts2019_14102019.pdf

現地報道では、24.2%とされている。

<https://www.euractiv.com/section/circular-economy/news/plastic-waste-and-recycling-france-among-eus-poor-performers/>

⁹² <https://www.gov.uk/government/news/gove-takes-action-to-ban-plastic-straws-stirrers-and-cotton-buds>

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/84

止に向けたパブリックコンサルテーションが2019年11月まで実施され⁹³、その結果、回答者の80%がプラスチックストローの禁止に、90%がマドラーの禁止に、89%が綿棒の禁止に賛成との意を示しており、禁止措置は歓迎されている。なお、同法案は、今後正式な採択を経て発効することになる。

英国は、使い捨てプラスチック禁止のほかにもプラスチックごみ問題に意欲的に取り組んでいる。政府は、2018年1月、今後25年の環境計画「25カ年環境計画（25 Year Environment Plan）」⁹⁴の下で、EU離脱後に英国独自の環境保護の政策を構築する「グリーンブレグジット」を実現し、プラスチックの使用抑制や環境保護の世界的リーダーになるとした。

具体的には、同環境計画の重要な要素の一つとして、レジ袋の有料化の適用対象の拡大が盛り込まれ、これまでスーパーマーケットのレジ袋有料化（1枚あたり5ペンス）の対象外となっていた、従業員が250人未満の小売店が適用対象に含まれることとなる。

また、同計画の下で英政府は、2018年6月、マイクロプラスチックを含んだ特定の化粧品やパーソナルケア製品の販売禁止に乗り出している⁹⁵。

② 企業間（BtoB）取引向け包装材に関する規制動向

EUには、企業間（BtoB）向けであるか企業対個人（BtoC）向けであるかに限らず、プラスチック包装材に特化した規制はない。プラスチック包装は主に、包装廃棄物に関する指令の下で規制されてきた。

しかし、包装廃棄物指令の下でも、BtoB包装に特化した規定はない。そこで以下では、包装廃棄物指令の中から、BtoB向け包装に関連する規制に係る情報を取りまとめて報告する。

なお、前述の通り、2015年に欧州委員会が発表した最初の循環型経済行動計画に、廃棄物関連規制の見直しが盛り込まれたのを契機に、EUの廃棄物政策は循環型経済政策の一環として実施されている。前述のとおり2020年3月11日に発表された新たな循環型経済行動計画は、特に資源集約型分野として、電子・情報通信機器、繊維、建設・建物、プラスチック、食品と並び、包装にも焦点を当てている。包装に関しては、（過剰）包装及び包装廃棄物の削減を含む、EU市場における新たな必須要件を2021年中に策定するとしている⁹⁶。また、持続可能な製品の設計、製造及びマーケティングを促進するための政策を含み、リサイクルよりも、再利用や修復に焦点を当て、環境に有害な製品の流通を防ぐために、最低限の要件を定めるとしている。さらに同行動計画ではごみ削減も柱の一つに位置付けられ、欧州委員会はごみの発生抑制と、2次原材料への加工に焦点を当て、ごみ分別

[1896/straws-stirrers-cotton-buds-regulations-191021.pdf](https://ec.europa.eu/environment/circular-economy/pdf/new_circular_economy_action_plan.pdf)

⁹³ <https://www.gov.uk/government/consultations/single-use-plastic-banning-the-distribution-and-sale-of-plastic-straws-stirrers-and-plastic-stemmed-cotton-buds-in-england>

⁹⁴ <https://www.gov.uk/government/publications/25-year-environment-plan>

⁹⁵ <https://www.gov.uk/government/news/world-leading-microbeads-ban-comes-into-force>

⁹⁶ https://ec.europa.eu/environment/circular-economy/pdf/new_circular_economy_action_plan.pdf

とラベリングについてEU共通モデルの策定を検討するとしている。域外へのごみ輸出の最小化と違法輸送対策も盛り込まれている。

そのほかにも、欧州グリーン・ディールの柱の一つ（「クリーンな循環型経済の産業戦略」というカテゴリーの下での取り組み）として実施する具体的な措置として、生分解性に関する規制枠組みの制定や2030年に向けたEU市場を流通する全包装を再利用可能またはリサイクル可能とするための要件の制定など目指す考えを示している。

③ 包装廃棄物指令（指令 94/62 およびその改正指令（指令 2018/852 等））

前述の通り、EU レベルでは、包装材に関する規制としては、1994年に制定された包装および包装廃棄物に関する指令 94/62/EC⁹⁷が包装の製造時に順守すべき要件を定めている。

同指令は、それまで加盟国ごとに規定していた包装および包装廃棄物管理に関するルールを EU レベルで調和することで、環境への影響を軽減すると同時に域内市場の機能を保証することを目的としたもので、包装廃棄物の発生防止をはじめ再利用やリサイクル、リカバリー⁹⁸に関する規制が制定された。

上記目的のために、同指令は、包装廃棄物のリサイクル率目標を定めている。リカバリー率については、2008 年末までに少なくとも 60%という目標を達成するように定められていた。リサイクルについては、2018 年の改正によって、2030 年末までに、包装物全体では最低でも 70%、さらに、プラスチックについては最低でも 55%を目標としている。また、市場に流通される包装が順守すべき以下のような必須要件を定めている。

⁹⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:01994L0062-20180704>

2018 年の改訂 : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L .2018.150.01.0141.01.ENG>

⁹⁸ それまで使っていた物質の代わりに廃棄物を使って新たな価値を持たせたりするなど、廃棄物を有効に利用すること

<p>包装の構成物および製造に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 包装材の量や重量が、消費者や製品の安全、衛生および受け取りに必要な適切な最低量となるように製造する - 廃棄物ヒエラルキーに沿い、包装廃棄物またはその管理作業から発生する残留物を廃棄する際の環境への影響を最低限に抑えるため、再利用またはリカバリー（リサイクルを含む）を可能とするよう設計、製造および商品化する - 包装または包装廃棄物や管理作業からの残留物を燃焼または埋め立てる際に、排出物や灰、浸出液に包装材の構成物質または包装部品としての有害物質やその他の危険物質/素材が含まれることを最小限に抑えるよう製造する
<p>再利用可能な包装の性質に関する要件（以下要件を同時に満たす）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一般的な使用条件下での数回の移動または使いまわしが可能な物理的特性および特色を有する - 労働者の健康かつ安全要件を満たす形で使用済み包装を処理できる - 包装が廃棄物となった際にリカバリー可能な包装としての要件を満たす
<p>リカバリー可能な包装の性質に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 材料リサイクルが可能：包装は、EUの現行基準に従い、製品の重量換算で一定のパーセンテージ（材料により異なる）の材料をリサイクル可能とするよう製造する - エネルギーリカバリー⁹⁹が可能：エネルギーリカバリー目的で処理される包装廃棄物は、エネルギーリカバリー最適化のために、最小限の低発熱量を有する - コンポスト¹⁰⁰が可能：コンポストの目的で処理される包装廃棄物は、分別回収およびコンポスト化の過程や作用を妨げないような、生分解性の性質を有する - 生分解性包装とは：コンポストにより大部分が最終的に二酸化炭素、バイオマスおよび水に分解されるような、物理的、化学的、熱的、または生物学的に分解可能な性質を有する

同指令は、直接製造者に要件順守を義務付けるものではないが、加盟国に対し、国内法を通じ流通する包装（BtoB向けに限定しない）が指令の定める要件を満たすことを確保するよう求めており、各加盟国の包装製造者は国内法を通じこれら要件への順守が求められることになる¹⁰¹。2018年の改正包装指令において廃棄物削減のため包装材のリサイクル目標を全体で2030年に70%、プラスチック包装については55%として設定した。欧州委員会は2018年9月に公表したレポートにおいて、ハンガリー及びマルタがこの全体目標について未達成の状況であると指摘している¹⁰²。

⁹⁹ 直接焼却して、エネルギー発生手段として使用すること

¹⁰⁰ 生ゴミなど有機性廃棄物を集めて、たい肥化したもの、またはそのプロセスのこと

¹⁰¹ 加盟国レベルの包装廃棄物指令を踏まえた国内法に関して、欧州委員会により通知、確認された、最大目標を上回る措置を導入した国として、オーストリア、ベルギー、オランダが挙げられている

<https://ec.europa.eu/environment/waste/packaging/legis.htm>

¹⁰² https://ec.europa.eu/environment/waste/pdf/waste_legislation_implementation_report.pdf

なお、欧州委員会は2020年までに、設計面から再利用率を向上させ、質の高いリサイクルを促すために、上記要件の強化の可能性を検証し、欧州議会およびEU理事会に（必要であれば規制案として）報告することとなっている。

④ その他の欧州におけるプラスチックごみ問題をめぐる動き

✓ 非リサイクルプラスチック量に基づく加盟国分担金の導入

欧州委員会は、2018年に発表した次期（2021-2027）のEU多年度財政枠組み（MFF）案において、（英国の離脱による財源の減少を賄う）新財源として加盟国に対する非リサイクルプラスチック量に基づく新たな負担金を課す提案を盛り込んだ。これは、リサイクルされなかったプラスチック包装廃棄物の重量に応じ、各加盟国が負担金（0.8€/kg）を支払うという制度であり、年66億ユーロの追加財源の創出を見込んでいる。

同財政枠組み案は、2020年3月19日現在、欧州理事会で合意に至っておらず、非リサイクルプラスチックに基づいた新財源の導入に関しては、特に東欧諸国から、裕福な国よりも貧しい国の方が影響を大きく受けるとして、反対の声が上がっている。

また、欧州のプラスチック業界団体プラスチック・ヨーロッパは、同制度を通じ、「ライフサイクル全体で見ると最も原料効率の高い物質のひとつであるプラスチック」に負担金を課すことになれば、プラスチックの利点までも失われ、プラスチック業界のイノベーションにも悪影響を及ぼすと批判している。一方、環境団体「リシンク・プラスチック・ヨーロッパ（Rethink plastic Europe）」は、同提案は、「プラスチックの削減を促進するインセンティブを一切含まない」という点で、「廃棄物発生を抑止や再利用よりもリサイクルを優先的に扱っており、廃棄物ヒエラルキー原則に反している」としている。

✓ マイクロプラスチックをめぐる規制に向けた動き

欧州化学品庁（ECHA）は2019年1月、EUの化学品規制である「化学物質の登録、評価、認可および制限（REACH）に関する規則」の改正を通じ、製品に意図的に添加されたマイクロプラスチックの制限に関する規制案を発表した¹⁰³。これは、EUプラスチック戦略の一環として欧州委員会からの要請を受けて策定されたものである。

同規制案は、化粧品、洗剤、メンテナンス用品、塗料、コーティング、建築材、衣料品、農業や園芸分野および石油やガス分野に使用される広範な分野の製品を対象に、製品に意図的に添加され環境への放出が回避できないマイクロプラスチック（（バイオ）分解に耐える（5mmより小さい）微粒子状の合成ポリマー粒子（生分解性マイクロプラスチックは規制対象外））を規制するものとなる。

ECHAの規制案は現在、REACH担当委員会で検討されており、2020年6月頃に上記委員会の見解とECHAの規制案が合わせて欧州委員会に提出（2020年秋）され、それに基づき欧州委員会は正式なREACH規則改正案の提案を行う。ECHAによると、REACH規則の改正が適用されるのは2022年になるとの見通しである。

¹⁰³ <https://echa.europa.eu/-/echa-proposes-to-restrict-intentionally-added-microplastics>

✓ 仏蘭主導の欧州包装パッケージ協定

2019年2月、フランスとオランダの両国において、大手小売店、NGO および政府との間で「プラスチック包装に関する全国協定¹⁰⁴」が締結された。フランスでは、協定署名企業は、以下にコミットすることになる。

- 使用削減措置が必要な、問題となる設計、かつ、不要な包装のリスト作成
- 2022年までのプラスチック包装のリサイクル率を共同で60%に引き上げ
- 2025年までに包装を100%再利用可能、リサイクル可能またはコンポスト可能にする
- 市民に対するプラスチック汚染に関する教育および啓蒙活動の実施

署名企業による上記コミットメントを確実に実施させるため、フランス政府当局、海洋の環境危機と気候変動の影響を調査研究する「タラ号太平洋プロジェクト基金」¹⁰⁵、および世界自然保護基金（WWF）フランスは2021年以降、半年ごとに進捗評価を行い、同評価結果を毎年一般に公表する。

オランダでは、2025年に向けて、次の目標が設定されており、オランダ国立公衆衛生環境研究所（RIVM）の最近の情報¹⁰⁶によると、署名97社は、進捗評価のためのベースライン測定に向け、2017年および2018年のデータ（製品のリサイクル可能性や、リサイクルプラスチックの使用率など）を提出しているとのことである。

- 使い捨てプラスチック製品および包装を100%リサイクル可能にする。
- 再利用の促進などを通しプラスチック包装を20%削減する。
- 最低70%の使い捨てプラスチック製品および包装をリサイクルする。
- 使い捨てプラスチック製品や包装には最低35%のリサイクルプラスチックを含有する。

なお、こうした協定を欧州レベルに広げようとする動きも出ており、オランダの担当大臣は2019年4月、欧州各国の大臣を集めたイベントを主催し、フランスの担当大臣と共に、欧州レベルでの協定の策定を提案した。2020年3月、欧州包装パッケージ協定の立ち上げイベントがブリュッセルで開催され、同日に欧州レベルでの協定が締結された¹⁰⁷。

¹⁰⁴ Pacte National sur les emballages plastiques

[https://www.ecologique-](https://www.ecologique-solidaire.gouv.fr/sites/default/files/2019.02.21_Pacte_National_emballages_plastiques.pdf)

[solidaire.gouv.fr/sites/default/files/2019.02.21_Pacte_National_emballages_plastiques.pdf](https://www.ecologique-solidaire.gouv.fr/sites/default/files/2019.02.21_Pacte_National_emballages_plastiques.pdf)

<https://www.ecologique-solidaire.gouv.fr/pacte-national-sur-emballages-plastiques-gouvernement-des-entreprises-francaises-et-des-ong>

<https://www.ecologique-solidaire.gouv.fr/signature-du-pacte-national-sur-emballages-plastiques>

¹⁰⁵ <https://oceans.taraexpeditions.org/m/qui-est-tara/la-fondation-tara-ocean/>

¹⁰⁶ <https://www.rivm.nl/en/news/first-results-plastic-pact-netherlands>

¹⁰⁷ <https://europeanplasticspact.org/>

(2) 欧州企業の取り組み動向

① 企業の代替素材の開発やビジネスモデルの先行事例

a) 代替素材をめぐるビジネスモデル：生分解性プラスチック

欧州における主な使い捨てプラスチック製品の使用禁止に向けた動きに伴い、日本を含む世界中の企業/団体の関心は、その代替品/代替技術に向いている。特に、代替品の有力候補として注目を浴びているのが、CO₂や水などの環境に無害な物質に分解される「生分解性プラスチック」である。

EUの包装廃棄物指令の下で、「生分解性」包装の要件を、コンポストにより大部分が最終的に二酸化炭素、バイオマスおよび水に分解されるような、物理的、化学的、熱的、または生物学的に分解可能な性質を有する包装としている。しかし、「生分解性」の定義をめぐる議論は現在も行われており、欧州グリーン・ディールの下で欧州委員会は、生分解性に関する規制枠組みを制定すると方針を明らかにしている。

また、生分解性プラスチックには、微生物系、天然物系、化学合成系など様々な種類があるが、欧州で最も使用されている製造原料は、天然物系のデンプンと共ポリエステル化合物である。2015年のデータによれば、これらが生分解性プラスチックの総生産量の半分を占め、ポリ乳酸 (PLA) や共ポリエステル (芳香族変性脂肪族ポリエステル (PBAT) やポリブチレンサクシネート (PBS(X)) など)、PLAと共ポリエステルの化合物が続く。

デンプンを使用した生分解性プラスチックに関しては、欧州の大手生分解性プラスチックメーカーであるイタリアのノバモント社が欧州最大手の1社であり、その他の技術に関しては、ドイツのBASF社が芳香族ポリエステルの生分解性プラスチック「エコフレックス (Ecoflex)」やエコフレックスとポリ乳酸 (PLA) による合成物「エコバイオ

(Ecovio)」¹⁰⁸を公表している。さらに微生物系の技術としては、フランスのラクティ (Lactips) 社¹⁰⁹ (以下の事例1) は、牛乳に含まれる主要なたんぱく質であるカゼインを使用した生分解性プラスチックを開発するほか、同じくフランスのキャルビオ (Carbios) 社 (以下の事例2) は特殊な酵素を練り込み自ら生分解を行うプラスチックを製造する。

事例1：ラクティ (Lactips) 社¹¹⁰

2014年に設立されたフランスの中小企業で、牛乳に含まれるたんぱく質から水に溶ける生分解性熱可塑性ペレットを製造する。同社製品は18日で堆肥される。

同技術は世界的にも唯一のものであり、技術開発は、EUの「ホライズン2020」¹¹¹の枠組みの下で「エコラクティフィルム (ECOLACTIFILM) プロジェクト¹¹²として、2017年から2019年にかけて149万ユーロの資金融資を受けて行われた。

2018年から販売が開始され、卸売大手の多国籍企業IMCDグループや独化学メーカーBASF、独ケア用品メーカー「ウルリッヒ・ナチュリッヒ (ULRICH-Natürlich)」などと契約を締結しており、欧州各国に普及している。

事例2：キャルビオ (Carbios) 社¹¹³

フランスのスタートアップで、EU最大の植物育種および種子会社の仏リマグラングループ (Groupe Limagrain) の子会社リマグラン・シリアル・イングレディエント (Limagrain Céréales Ingrédients) との合併会社「キャルビオリース (Carbiolice)¹¹⁴」の下で、酵素をプラスチックに組み込むことで、自ら生分解を行う生分解性プラスチックの製造を行っている。キャルビオリースは、フレキシブルフィルム (マルチフィルムや袋など) および固いプラスチック (農業分野や使い捨て食卓用器具など) をターゲットとしている。

そのほか、同社は世界初となる酵素を使用したPETリサイクル技術を開発したことで注目されている。2019年2月、酵素技術を使ってPETプラスチック廃棄物から100%テレフタル酸 (rPAT) 原料のPETボトルを製造することに成功したと発表¹¹⁵。同社の技術の特徴は、カスタマイズボトルへの使用が可能であり、多くのブランド (ユーザー企業) の要求に対応できる。

実際、ユーザー側の企業からの関心も高く、2017年に設立された同リサイクル技術の商用化に向けたロレアルとのコンソーシアムには、2019年4月には、多国籍企業ネスレ・

¹⁰⁸ <https://www.basf.com/global/en/media/news-releases/2016/06/p-16-241.html>
<https://www.basf.com/jp/ja/products/plastics-rubber/bioplastics.html>

¹⁰⁹ <http://lactips.com/en/home-lactips-en/>

¹¹⁰ <http://lactips.com/en/home-lactips-en/>

¹¹¹ 複数のパートナーによる研究・イノベーションプロジェクトを助成するEUの枠組

¹¹² <https://cordis.europa.eu/project/id/766603>

¹¹³ <https://carbios.fr/en/>

¹¹⁴ <https://www.carbiolice.com/>

¹¹⁵ <https://carbios.fr/en/carbios-produces-first-pet-bottles-from-100-recycled-plastic-waste-using-companys-breakthrough-technology/>

ウォーターズ、ペプシコ、日本のサントリー・フード&ビバレッジ・ヨーロッパも参加することとなり、その顔ぶれからも、業界の期待が大きいことが分かる。

なお、同技術は実証段階にあり、同リサイクル技術の実用化の可能性および収益性を試験するために、ポリ塩化ビニル（PVC）製造社 KEM ONE と連携の下、リヨン郊外のサン＝フォン（Saint-Fons）の KEM ONE 社の産業拠点内に、PET バイオリサイクル実証工場を建設すべく、総合的な評価を行うこととした。同工場は、2021 年に稼働予定としている¹¹⁶。

しかし、生分解性プラスチックには、依然として課題も多く、基本的に、分別収集されなければ適切な堆肥化は困難であることや、完全に堆肥化されない、適切な温度と適切な施設で行わなければ効率的に堆肥化できない、などの問題も指摘されている。

この点に関して、欧州レベルの環境団体の「サーフライダー・ファウンデーション・ヨーロッパ」「フレンズオブジアース」「ゼロ・ウェイスト・ヨーロッパ」「標準化のための欧州環境市民機構（ECOS）」および「欧州環境ビューロー（EEB）」が2017年に共同で発表した、循環型経済におけるバイオプラスチックのあり方に関する声明¹¹⁷によると、欧州では生分解性プラスチックの分別回収体制や堆肥化設備が整っておらず、ほとんどが埋め立て（分解時にメタンを発生）や焼却（燃焼時にCO2を発生）に回されているほか、堆肥にかかる時間が長く、土壌や海洋に残留物が流れ出す可能性もある。また、プラスチックの生分解性を定義する欧州規格も存在するが、これは、管理された特定の条件下で使用した場合にのみ有効であるうえ、規格の使用や実効性を十分に監視することは難しく、実用性は低い。

前述の通り、欧州委員会はグリーン・ディールの下で「生分解性」に関する規制枠組みの策定する方針を明らかにしているが、これは、このような「生分解性」に懐疑的な議論/立場が欧州で広がり始めているという事情を踏まえた対応である。

但し、上記事実をもって生分解性プラスチックが代替品に成り得ないと言い切ることはできず、今後、欧州委員会が、生分解性に関する規制枠組みを策定し、生分解性に関する基準を明確化することで、現在議論されている生分解性をめぐる課題は克服できる可能性はある。さらに、上記で紹介したような、様々な欧州メーカーが生分解性プラスチックの性能向上に取り組んでいるという実態も考慮すれば、今後、技術の発展を通して生分解性プラスチックの課題が克服される可能性も十分にある。

¹¹⁶ <https://carbios.fr/en/carbios-and-kem-one-sign-a-letter-of-intent-to-implement-a-pet-biorecycling-demonstration-plant-operated-by-carbios-in-the-french-chemical-valley/>
<https://www.plasticsnewseurope.com/article/20181205/PNE/181209969/carbios-kem-one-to-study-scaling-up-of-breakthrough-recycling-technology>

¹¹⁷ https://zerowasteeurope.eu/wp-content/uploads/2017/03/Joint-position-paper_Bioplastics-in-a-Circular-Economy-the-need-to-focus-on-waste-reduction-and-prevention-to-avoid-false-solutions_Jan-2017.pdf

b) 代替素材をめぐるビジネスモデル：その他

一方、このような生分解性プラスチックの課題への解決策と成り得るような、その他の代替素材の開発に取り組む企業も増えている。例えばフィンランドのパプティック（PAPTIC）社は完全に生分解性の木材ベースの新材料を開発した（事例3）。また、アイルランドのスタートアップ・クアンテック（CuanTech）社は、廃棄に回される甲殻類の殻から持続可能な方法で、フレキシブルフィルムを製造する方法の開発に取り組んでいる（事例4）。

事例3：パプティック（PAPTIC）社¹¹⁸

フィンランド技術研究センター（VTT）からのスピノフとして2015年に設立されたスタートアップであり、プラスチックの代替となる新素材PAPTIC®を開発した。2016年から2019年にかけてEUの研究開発助成プログラム「ホライズン2020」の下で資金融資（219万ユーロ）を受けた。

「PAPTIC®」は、紙の再生可能性と、プラスチックの資源効率性および機能性を兼ね備えた木の繊維を使用した新素材であり、完全に生分解性でリサイクル可能という特徴がある。現在、プラスチックの代替品として使用されるバイオプラスチックのほとんどは生分解性であるか、リサイクルが可能ないずれかであり、両方の特徴を兼ね備えた素材は、世界的にも新しく、同素材はプラスチック袋やパッケージに使用される。

フランスの大手百貨店ラファイエットやフィンランドの大手百貨店ソコスが、自社の買い物袋にパプティック社の技術を取り入れている。そのほか、2017年に欧州紙リサイクルアワードの革新技術およびR&D部門や、バイオ製品オブザイヤーなど、様々な賞を受賞している¹¹⁹。

事例4：クアンテック（CuanTec）社¹²⁰

スコットランドのスタートアップで、プラスチックの食品包装の代替材として、抗菌作用があり、自宅でコンポスト可能な節足動物の外皮や甲殻類の殻などの主成分となる化学物質キチン（chitin）を使用した、プラスチックフィルム「クアンセーブ（Cuan Save）」を開発した。キチンは世界で2番目に豊富な自然バイオポリマーであり、食品廃棄物からも採取可能である。

同社は、甲殻類の食品加工会社の廃棄物（殻や頭などの消費に向かない部位など）から化学物質キチンを採取し、そこからキトサン（chitosan）を製造し、そのキトサンを使用し、従来のプラスチック包装のような柔軟フィルムを製造する。「クアンセーブ」は家庭のコンポストで環境への害を一切引き起こすことなく90日で堆肥可能であり、食品廃棄物問題とプラスチックごみ問題の両方に対処が可能な解決策となる。また、キトサンが抗菌性を持っているため、食品の品質保持期限も延ばすことができる。

¹¹⁸ <https://paptic.com/>

https://ec.europa.eu/research/infocentre/article_en.cfm?&artid=49935&caller=other

¹¹⁹ <http://www.paperforrecycling.eu/press-release-winners-european-paper-recycling-awards-demonstrate-paper-remains-recycling-leader/>

¹²⁰ <https://www.cuantec.com/>

同社の技術で最も注目に値するのは、製造プロセスである。キッチンやキトサンは、新しい物質ではなく、これまでも使用されてきたが、従来のキッチン採取方法やキトサンへの転換方法は、多くの化学物質を使用しており、有害な廃棄物管理を引き起こしていた。そこで、クアンテックは、バクテリアを使って発酵することによりキッチンを抽出、有害な化学を使用しない脱塩方法など、革新的な手法を開発した。この手法を使用すると、廃棄物として残るのは高たんぱくの液体のみであり、同社は、この液体をサーモンの飼料として再利用しようと検討しているとのことである。

なお、現時点で同製品は実用化には至っておらず、同社は、ラボの拡大やパイロット工場の建設を経て、2020年に製造開始したいとしている。¹²¹

その他に、プラスチックの代替品として、新素材ではないが、「紙」の利用も注目される。例えば、ロレアルは、2019年10月、化粧品のパッケージメーカーのアルベア (Albéa) と共同開発した紙を使用した化粧品用のチューブを発表した。バイオベースの認証済みの材料を使用しており、これまでプラスチックを使用していた化粧品チューブの代替品になるという。商用化は2020年の予定となっている¹²²。

c) 代替解決策：ケミカルリサイクル

さらに欧州におけるプラスチック問題をめぐる代替解決策の開発の取り組みとして、「ケミカルリサイクル」の動向も注目される。

ケミカルリサイクルとは、使用済みプラスチックを溶媒や解重合、熱分解技術を使用し原料または中間原料まで分解するリサイクルプロセスであり、これによりリサイクルから得た原料を使用し、バージン（新品）プラスチックを製造することができる。

ケミカルリサイクル技術は未だ実証段階にあり、実用化には早くても今後10年弱を要すると欧州内の多くの関係者は見ている。しかし、従来型の物理的処理を経て再生プラスチックを製造する際の課題であった、質が落ちエンドレスにリサイクルを繰り返すことができない、という点を克服できるため、実用化されればプラスチック問題にとって有力な解決策となることは間違いない。

現時点では、コストも高く、バージンプラスチックの生産と競合できるレベルに至っておらず、この実現には大規模な市場変化が必要なほか、ケミカルリサイクルの明確な法的定義の欠如も障壁となっているが、欧州全土で、ケミカルリサイクルをめぐる実証プロジェクトが進められている。

欧州の環境団体ゼロ・ウェイスト・ヨーロッパ (Zero Waste Europe) によると¹²³、ケミカルリサイクルは3類型（溶媒精製、化学解重合、熱分解（熱解重合、クラッキング熱分解）/ガス化）に分けることができ、どれもパイロット段階となっている。各技術の概要およびパイロットプロジェクトに関する情報は下表の通り。

¹²¹ <https://packagingeurope.com/cuansave-flexible-film/>

¹²² <https://www.loreal.com/media/news/2019/october/l-oreal-and-albea>

¹²³ https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/2019_08_29_zwe_study_chemical_recycling.pdf

表7 多様なケミカルリサイクルプロセスの比較

	溶媒精製	化学解重合	熱解重合	クラッキング 熱分解・ガス化
対象	PVC, PS, ポリオレフィン (PE, PP)	PET, PU, PA, PLA, PC, PHA, PEF	PMMA, PS	混合プラスチック
成果物	ポリマー	モノマー	モノマー	炭化水素ミックス
除染	可	可	可	可
混合プラスチック処理	不	不	不	可
技術成熟度	パイロット段階	PET, PU, PA はパイロット段階	パイロット段階	パイロット段階
主なパイロットプロジェクト/拠点	ポリスチレン・ループ (PolystyrenLoop) 組合(蘭)のテールネーゼン拠点 ¹²⁴	PET: ガルボ (Garbo) 社(伊) ¹²⁵ 、イオニカ (IONIQA) 社(蘭) ¹²⁶ 、キャルビオ (Carbios) 社(仏) ¹²⁷ など	ホライズン 2020 の MMAtwo プロジェクト ¹²⁸	熱分解: プラスチック エナジー社(英) ¹²⁹ のスペイン工場
	独 APK 社のメルゼブルク拠点 ¹³⁰	PUR: ランプエコ (RAMPF Eco) 社(独) ¹³¹ PA: アクアフィル (Aquafil) 社(伊) ¹³³		ガス化: W2C プロジェクト ¹³² 、蘭

(出所) ゼロ・ウェイスト・ヨーロッパ資料から作成

¹²⁴ <https://polystyreneloop.org/>

¹²⁵ <http://www.garbosrl.net/chempet-project/?lang=en>

¹²⁶ <https://ioniqa.com/>

¹²⁷ <https://carbios.fr/en/>

¹²⁸ アクリル樹脂 (PMMA) を使った製品から、メタクリル酸メチル (MMA) を生成することによって、新たなリサイクル・バリューチェーンを作ることを目指すプロジェクト <https://www.mmatwo.eu/>

¹²⁹ <https://plasticenergy.com/>

¹³⁰ <https://www.apk-ag.de/en/>

¹³¹ <https://www.rampf-group.com/en-us/company/rampf-core-competencies/eco-solutions/>

¹³² <https://w2c-rotterdam.com/>

¹³³ <https://www.aquafil.com/>

<https://www.econyl.com/>

d) 業界間の連携の強化

以上のような代替素材の開発をめぐる企業のビジネスモデルや代替ソリューションとしてのケミカルリサイクル手法などの動向に加え、分野横断的に業界間連携が急速に進んでいることも注目される。様々なイノベーションが生まれる中、その実用化に向けた取り組みを加速すべく、プラスチックの代替品の製造事業者やそれらの製品の利用メーカー、ブランドオーナー、小売り事業者など、広範な関連ステークホルダーによる連携構築の動きが加速している。下表で、こうした主な事例を紹介する。

表8 欧州における脱プラスチックに向けた業界間の連携事例

紙や段ボールなどのファイバーベース包装の促進に向けたコンソーシアム
欧州の紙業界団体（欧州紙業連合：Cepi）が2019年11月に設立を発表した新たなアライアンス。循環型経済および持続可能な経済における紙や段ボールなどのファイバーベースの包装の役割拡大を目指す。主に、ファイバーベース包装の利点に関する知識向上やリサイクル可能性向上のための製品設計を促進するようなEU規制の後押しなどに取り組む。紙や段ボール包装メーカーをはじめコンバーター、ブランドオーナー、小売り、テクノロジーサプライヤー、原料メーカー、廃棄物分別事業者、回収事業者などが参加する ¹³⁴ 。
PETリサイクル促進に向けたコンソーシアム
包装リサイクル事業者のアルファ（ALPHA）、食料飲料メーカーのブリトヴィック（Britvic）、ダノン、ユニリーバ、廃棄物管理リサイクル事業者のレモンドイス（REMONDIS）、エネルギー石油メーカーBPが、2019年12月にPETプラスチックごみ問題に対処するために設立したコンソーシアム。同コンソーシアムの下で、不透明PETやリサイクルの難易なPETのリサイクルに向けて、BP社のリサイクル技術であるBPインフィニアの実用化に取り組む。コンソーシアムへの参加企業は、ジョイントフォースを通じ、技術やインフラの実用化を加速できるとしている ¹³⁵ 。
キャルビオ社の酵素を利用したケミカルリサイクル技術開発に向けたコンソーシアム
2017年に、キャルビオ社とロレアルは、キャルビオ社のリサイクル技術の商用化に向け連携して設立したコンソーシアム。その後、2019年4月には、同コンソーシアムに、ネスレ・ウォーターズ、ペプシコ、サントリー・フード&ビバレッジ・ヨーロッパが参加。
ポリスチレンのケミカルリサイクルに向けたコンソーシアム
独フラウンホーファー研究所が開発した技術「クレアソルブ（CreaSolv）」プロセスを使用し、年間約3,000トンのポリスチレン（PS）をリサイクルする。特に、発泡スチロールの一種である発砲ポリスチレン（EPS）からのヘキサブロモシクロデカン（HBCD）の抽出に着目しているが、CO2排出量がエネルギーリカバリーを伴う燃焼よりも少ない（約50%減）ものの、メカニカルリサイクルには及ばない。同拠点は2018年末にパイロット稼働を始めた。同組合は、NGOの形態をとり、欧州各国から複数のパートナー企業が参加しているほか、EUのLIFEプログラムの下で資金融資を受けている。
プラスチック廃棄物のガス化のためのコンソーシアム
ロッテルダム（オランダ）で欧州初の“waste-to-chemicals”（廃棄物から化学物質へ）プラントを建設するために、フランスのエア・リキード、カナダのエネルケム、オ

¹³⁴ <http://www.cepi.org/4evergreen>

¹³⁵ <https://www.danone.com/content/dam/danone-corp/danone-com/medias/media-othernews-en/2019/corporatepressreleases/companies-join-forces-to-help-tackle-plastic-waste-with-bps-enhanced-recycling-technology.pdf>

ランダのヌーリオン、ロッテルダム港、ロイヤル・ダッチ・シェルを集めて開始されたW2Cプロジェクト¹³⁶。プラントは36万トンの廃棄物を22万トンのメタノールに変換できる見込み。通常、合成ガスからメタノールへの変換は高温高圧で行われる。このメタノールはその後、現在はほぼ化石燃料からのみ製造されている（繊維と接着剤用の）酢酸や増粘剤、ジメチルエーテルなどの化学物質に変換できる。

② 「リサイクルプラスチック 1000 万トン市場目標」に向けた企業の宣言事例¹³⁷

欧州委員会は2018年1月、EUプラスチック戦略における、2025年までに製品に使用されるリサイクルプラスチック量の1,000万トン達成を目標に、ステークホルダーに対し、リサイクルプラスチックの使用に向けた各社固有の自主誓約（Pledge）を発表するよう呼びかけた。2018年末までに約70件の自主誓約が提出されている。

また、欧州委員会は2018年12月、この1,000万トン目標達成に向け、2018年12月、プラスチックのバリューチェーンを構成する主な業界関係者を集めた「循環型プラスチックアライアンス（Circular Plastics Alliance：CPA）」を立ち上げている。

CPAを通じ、ステークホルダーとなる主要業界は、プラスチックのリサイクルと再生プラスチックの利用促進に向けて、リサイクルしやすい設計の自主規格などの策定や、目標を妨げ得る障害の報告、進捗状況のモニタリングの実施などの目標達成を目指すことになる。

さらに、2019年9月に開催されたハイレベル会合で、中小および大企業、業界団体、標準化団体、研究機関、加盟国の監督機関などの100を超える官民の団体が署名した宣言が発表された。同宣言は、プラスチックの製造から回収・リサイクルまでのバリューチェーン全体の主要な産業関係者が、リサイクルプラスチックのEU域内市場を良好に機能させるための自主的行動を行う内容となっている。

このようにEUの「リサイクルプラスチック 1000 万トン市場目標」を受けた欧州産業界の取り組みが急速に広がる中、欧州の再生プラスチック市場ポテンシャルを理解する一助として、また日本企業の今後のプラスチック問題への取り組みの参考とするため、下表において、参加企業の宣誓内容を個別に紹介する（表9、10参照）。

¹³⁶ <https://w2c-rotterdam.com/>

¹³⁷ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges>

表9：循環型プラスチックアライアンスのリサイクルプラスチック 1000 万トン市場目標に向けた企業の宣誓事例

	企業名	企業概要	事業分野	誓約対象物質	宣誓内容
一次生産者					
1 ¹	BASF	ドイツの化学メーカー	その他	メカニカルリサイクルに適さない混合プラスチック	メカニカルリサイクルに適さない原料へのソリューションを提供する「ケム・サイクリング (ChemCycling)」プロジェクトで、プラスチックのケミカルリサイクル技術を開発。現在パイロット段階にあるが、同技術を可能な限り迅速に産業市場に投入する。次の段階で、技術の最終評価、小規模商用製品の提供、その後の規模拡大に取り組む。
2 ²	インドラマベンチャーズ・欧州支部 (Indorama Ventures European Affiliates)	オランダの化学メーカー	包装	PET	従来のメカニカルリサイクルプロセスを使用し、バージン原料の代替品として市場に直接流通できる純プラスチックフレークを生産するほか、PCR 材から石油化学原料を生成し、全 PET 廃棄物を原料として扱うことができる新技術にも投資。2025 年に向けた数値目標は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> プラスチック廃棄物の処理またはリサイクル量：リサイクル/バージン PET の原料として使用され、特に化石燃料

¹ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/basf-se>

² <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/indorama-ventures-european-affiliates>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastics_pledge_statement_indorama_ventures_europe.pdf

					<p>に由来する原料を部分的に置換するポストコンシューマ PET 最低 20 万トン</p> <ul style="list-style-type: none"> EU 市場へのリサイクルプラスチック供給量：飲料ボトル用 PET やポリエステル繊維など、ポストコンシューマ PET200~250 万トン分 自社製品/部品で使用される再生プラスチック量：上述の 200~250 万トンのポストコンシューマ材料 PET を社内で使用。
3 ³	カネカ・ベルギー	日本の化学メーカー、カネカのベルギー子会社	包装	PHA	2025 年までに PHBHTM という革新的な生分解性ポリマー 6 万トンを欧州市場に供給する。PHBHTM は、認証機関テュフ (TÜV) から家庭で堆肥化可能、土壌生分解性、海洋生分解性と認められている。
4 ⁴	マックパック (MACPAC)	カナダの包装流通会社プレパック (Prepac) のギリシャの子会社	その他	PP PS PET	<p>使い捨てプラスチック向けに、これまで使用してきたリサイクルされた原料の含有率を 2025 年までに以下の通り増やす。</p> <p>リサイクル PET: 131 万キロ → 260 万 リサイクル PP : 4.6 万キロ → 25 万 リサイクル PS : 8.8 万キロ → 20 万 合計リサイクル原料 : 145 万キロ (2017 年) → 305 万キロ (2025 年)</p> <p>なお、そのために以下 2 つの回収方法を使用。</p>

³ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/kaneka-belgium-nv>

⁴ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/macpac-sa>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_macpac.pdf

					<ul style="list-style-type: none"> 既存の専門リサイクル業者の協力の下、様々なゴミ箱からリサイクル原料を回収 販売、回収、払い戻しスキームを介して、独自の回収システムを考案
5 ⁵	レプソル (REPSOL)	スペインのポリオレフィンメーカー	包装 自動車 アプライアンス 家具	LDPE HDPE PP	<p>2025年に向けた以下の数値目標を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> EU市場に供給される再生プラスチック (LDPE/HDPE/PP) : ポリマーの二次原料としてレプソルが利用するプラスチック廃棄物を3.5万トン/年 自社製品/部品に使用される再生プラスチック (LDPE/HDPE/PP) : 25キロのペレット用産業バッグに675トン/年のリサイクル含有物を組み込む
サプライチェーンを代表するプラットフォーム					
6 ⁶	EDANA	ベルギーを拠点とする不織布業界団体	様々な不織布用途で使用されるリサイクルPET	PET	2025年までに30万トンを超えるリサイクルPETを使用する。
7 ⁷	EUMEPS	ベルギーを拠点とする	包装 建築・建設	EPS	現在のリサイクルプログラムを加速させ、2025年までの野心的なリサイクル目標を確立する。具体的には、拡張ポリスチレンのバ

⁵ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/repso>

⁶ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/edana-behalf-nonwoven-manufacturers>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_edana.pdf

⁷ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/european-manufacturers-expanded-polystyrene-eumeps>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_eumeps.pdf

		欧州のビーズ法発泡スチロール業界団体			リューチェーンのコミットメントとして、25.7 万トン/年のプラスチック廃棄物を処理またはリサイクルする。
8 ⁸	スチレニクス・サーキュラー・ソリューションズ (Styrenics Circular Solutions (SCS))	スチレンの循環性向上に取り組む業界の共同イニシアティブ	包装 建築・建設 自動車 電気電子機器 家庭・娯楽・スポーツ アプライアンス 家具	EPS PS ABS XPS	以下のロードマップにコミットする。 <ul style="list-style-type: none"> 2018 年：事務局長の任命と独立組織の設立手続き、フィジビリティ調査の完了/分析、PS 廃棄物とリサイクルの研究、ドイツでの分別研究 2019 年：産業規模プラントでの分別と洗浄技術のパイロット試験、リサイクル技術の選択 2020 年：実証プラントの設置と商業試験 2021～2025 年：EU のプラスチック戦略に沿った規模拡大
リサイクラー					
9 ⁹	アルピスト (Alpist)	イタリアのプラスチックフィルム、微粒、フレークのメーカー	包装	LDPT PET	PE と PET、その他のポリマーを、主に包装に使用される柔軟で剛性のフィルム、顆粒、フレークに変換することで高品質のプラスチックを生産する。2025 年に向けた数値目標は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> EU 市場へのリサイクルプラスチックの供給目標値 (LDPT、PET) : 10 万トン/年

⁸ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/styrenics-circular-solutions-scs>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_scs.pdf

⁹ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/aliplast>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_hera_group.pdf

		ー・ヘラ (Hera) グル ープの子会 社			<ul style="list-style-type: none"> ヘラによるプラスチック回収およびリサイクルの 30% 増 (2017 年比)、目標値：12 万トン/年 ヘラ 拠点へのリサイクル用貯蔵量の約 50% 増、目標値：65 万トン/年 Aliplast によるリサイクルの約 70% 増、目標値：100 万トン/年
10 10	ネステ (Neste)	フィンラン ドの精油、マ ーケティング 企業	その他	LDPE HDPE PP PS	2030 年以降に毎年最低 100 万トンのプラスチック廃棄物のケミカルリサイクルに取り組む。
11 11	プラスチック ス・リサイク ラーズ・ヨーロ ッパ (Plastics Recyclers Europe)	ベルギーを 拠点とする 欧州のプラ スチックリ サイクル業 界団体	包装 建築・建設 自動車 電気電子機器 家庭・娯楽・スポ ーツ 農業 アプライアンス 家具 テキスタイル	LDPE HDPE PP EPS PS PET PVC PU ABS PA	以下の条件を満たす立法措置が講じられた場合に、会員各社は毎年 1,000 万トンのリサイクルプラスチックを EU 市場に投入。 <ul style="list-style-type: none"> プラスチック製品のリサイクル設計 質の高い回収と分別 経済性を高めるインセンティブ

¹⁰ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/neste>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_neste_01.pdf

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_neste_01.pdf

¹¹ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/plastics-recyclers-europe>

12 ¹²	プラスチック A/S (Plastix A/S)	デンマークのグリーンプラスチックメーカー	包装 建築・建設 自動車 家庭・娯楽・スポーツ 農業 アプライアンス 家具 テキスタイル	HDPE PP	最終的に海または埋立地に行き着く漁網やトロール網、ロープなどの使用済み繊維を、未使用に近い高級なグリーンプラスチック原料に変換する。2025年に向けた数値目標は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> プラスチック廃棄物の処理またはリサイクル量：3万トン/年 EU市場へのリサイクルプラスチック供給量：3万トン/年 プラスチック廃棄物回収量：3万トン/年
コンバーター					
13 ¹³	エチェプラスト (ECEPLAST)	イタリアの産業包装メーカー	包装	LDPE	LDPEのみで作られた単一材料包装を実現し、簡単で完全なリサイクルプロセスを可能にするため、産業包装を再設計し、使用済みの産業包装を顧客から現場で直接回収するための機械を実装、高品質のリサイクル顆粒を得るために使用済み Linerbag の再処理を実施。 2025年に向けた数値目標は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> プラスチック廃棄物の処理またはリサイクル量：2,500トン EU市場に供給されるリサイクルプラスチック量：2,000トン

¹² <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/plastix>

¹³ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/eceplast>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastics_pledge_statement_eceplast.pdf

					<ul style="list-style-type: none"> ● 自社製品/部品に使用されるリサイクルプラスチック量：500 トン ● プラスチック廃棄物量回収量：2,500 トン
14 14	ヨーロッパ・プラスチック・コンバーター (European Plastics Converters (EuPC))	ベルギーを拠点とする欧州のプラスチックコンバーター業界団体	包装 建築・建設 自動車 電気電子機器 家庭・娯楽・スポーツ 農業 アプライアンス 家具	LDPE HDPE PP EPS PS PET ABS PA	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025 年～2030 年に 1,000 万トンのリサイクルプラスチックを利用する目標を実現するため、全 50 社の会員、バリューチェーンパートナー、ネットワーク、業界クラウドソーシングプラットフォームを通じ、様々な市場のプラスチックコンバーターが利用する全リサイクルポリマーを種別に統合し、EU/国家レベルで登録
15 15	マヤンシ・サーキュラー・プラスチック (MAYANSI CIRCULAR PLASTICS)	スペインの事業会社	建築・建設 農業	PET	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルプラスチックで作られた灌漑設備とパイプを製造、販売するために独自の R&D を実施 ● 2025 年までに自社製品/部品に 1.75 万トンのリサイクルプラスチックを使用
16 16	PET シートヨーロッパ (PET	EuPC の PET フィルムお	包装	PET	一定の条件が満たされれば、2025 年を目標として以下にコミットする。

¹⁴ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/european-plastics-converters-aisbl>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_eupc.pdf

¹⁵ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/mayansi-circular-plastics>

¹⁶ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/pet-sheet-europe>

	Sheet Europe)	よびシート メーカー部 門グループ			<ul style="list-style-type: none"> プラスチック廃棄物の処理またはリサイクル量：31.2 万トン/年 自社の PET トレーの平均リサイクル原料含有量を 70%まで向上
17 ¹⁷	テトラパックイ ンターナシヨナ ル (Tetra Pak International)	スウェーデ ンの食品加 工包装ソリ ューション 企業	包装	その他	<ul style="list-style-type: none"> 2030 年までに業界パートナーと共にリサイクルソリューションを導入し、全包装部品を欧州全体で完全にリサイクル可能に リサイクル可能な原料で作られるプラスチック使用を大幅に増加 リサイクルプラスチックは安全であることが確認され、食品接触材料としての使用が認められた後に使用
ブランドオーナー					
18 ¹⁸	バリラ・ジーア ンドアール・フ ラ テ ッ リ (Barilla G. and R. Fratelli SpA)	イタリアの 食品メーカ ー	包装	LDPE PP	<p>以下の 2020 年目標を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場に投入される単一材料の包装材料（プラスチック、ガラス、金属、紙）の 100%を技術的にリサイクル可能に 1.5 万トン/年（LDPE、PP 合計）のリサイクル可能なプラスチック包装を市場に投入

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_pet_sheet_europe.pdf

¹⁷ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/tetra-pak-international>

¹⁸ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/barilla-g-and-r-fratelli-spa>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_barilla.pdf

19 19	ベル・グループ (Bel Group)	フランスの 乳製品メー カー	包装	PET	<ul style="list-style-type: none"> 24%のリサイクルPETを含有しリサイクル可能な新包装を、同社ブランドチーズ・レアダマ (Leerdammer) の全生産ラインに展開 2025年までに同社製品/部品に1,019トン/年のリサイクルプラスチックを使用
20 20	コカコーラ・欧 州パートナー ズ、コカコーラ・ ヘレニックボト リング	コカコーラ 社のボトラ ー (ベルギ ー・スイス)	包装、その他 (食 品・飲料)	PET	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに同社の飲料ボトルへのリサイクルプラスチック含有量を50%に 2025年までに同社製品/部品に16.3万トン/年のリサイクルプラスチックを使用
21 21	デル	米国のコン ピューター 技術メーカ ー	電気電子機器	ABS PC	自社の循環型リサイクルプラスチックプログラムの下で、同社製品へのリサイクル含有プラスチックおよび他の持続可能な材料の使用量1億ポンド (重量) を目指す。
22 22	HP	米国のコン ピューター 技術メーカ ー	電気電子機器	LDPE HDPE PP	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までにリサイクルプラスチックの含有量を50%以上増加

¹⁹ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/bel-group>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastics_pledge_statement_groupe_bel.pdf

²⁰ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/coca-cola-european-partners-coca-cola-hellenic-bottling-company>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_cocacola.pdf

²¹ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/dell>

²² <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/hp>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_hp.pdf

		ー		PS PET ABS PA	<ul style="list-style-type: none"> 2017年～2020年にEU全体で製品に合計2.25万トンのリサイクルプラスチックを使用
23 ²³	イベロスターグループ (Iberostar Group)	スペインの旅行会社・ホテルグループ	包装	HDPE	<ul style="list-style-type: none"> 浴室のアメニティをリサイクル可能かつ、リサイクルプラスチックで作られたディスペンサーに変えることで、2018年～2025年にリサイクルプラスチックを年間平均6トン使用可能に (欧州にある同グループのホテル全体で47トン)
24 ²⁴	レクスマークインターナショナル (Lexmark International Inc.)	米国のレーザープリンターおよびイメージングプロダクトメーカー	電気電子機器	ABS POM HIPS	<p>以下の2020年に向けた目標を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> プリンター：総プラスチック使用量に占めるポストコンシューマ材料含有量20% カートリッジ：ポストコンシューマ材料含有量25%
25 ²⁵	ミーレ (Miele & Cie. KG)	ドイツの家庭用アプリケーションや業務用機器	電気電子機器、アプライアンス	PP ABS	<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに5,000～7,500トンのリサイクルプラスチックを使用

²³ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/iberostar-group>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_iberostar_group.pdf

²⁴ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/lexmark-international-inc>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_lexmark.pdf

²⁵ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/miele-cie-kg>

		メーカー			
26 26	ネスレ	スイスの食料・飲料メーカー	包装	LDPE PP PET	2025年までに自社製品/部品に使用されるリサイクルプラスチックを以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> LDPE（ディスプレイトレー用収縮フィルム）：リサイクルLDPE含有量50% PP：ガラス瓶と缶のふた：リサイクルPPの含有量30% PET：リサイクルPETの含有量をボトルで25%、肉製品用トレーで50% PETフィルムラミネート：リサイクルPETの含有量25%
27 27	ペプシコ	米国の食料・飲料メーカー	包装	PET	<ul style="list-style-type: none"> EU全体で2030年までに同社のボトルへのリサイクルPET含有量50%を達成。中間目標として2025年までに45%を達成。 2025年までに同社製品/部品へのリサイクルプラスチック使用量：4.4万トン/年
28 28	プロクター&ギャンブル（P&G）	米国の一般消費財メーカー	包装	HDPE PET	<ul style="list-style-type: none"> 欧州のPEおよびPET包装用のリサイクル樹脂の使用量を2025年までに25キロトンに増加 自社の2030年に向けた持続可能性目標「Ambition 2030」の下で、包装の100%リサイクルおよび再利用を可

²⁶ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/nestle>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_nestle_.pdf

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_nestle_infographic.pdf

²⁷ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/pepsico>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_pepsico_logo.pdf

²⁸ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/procter-gamble>

					能にする一方、世界のバージン石油プラスチックの使用を50%削減（これにより毎年30万トンのバージンプラスチックの使用回避）
29 ²⁹	ユニリーバ	英国の一般消費財メーカー	日用消費財	HDPE PP PET	<ul style="list-style-type: none"> • 包装へのリサイクルプラスチック含有量の少なくとも25%まで増加 • 製品廃棄に伴う廃棄物の半減 • プラスチック包装を100%完全再利用可能、リサイクル可能または堆肥化可能に
30 ³⁰	フェスラウアー (Vöslauer Mineralwasser)	ドイツのミネラルウォーターボトルラー	包装	PET	<ul style="list-style-type: none"> • 2025年までに自社の全ペットボトルへのリサイクル原料含有率100%
31 ³¹	ワールプール EMEA (Whirlpool EMEA)	米国の家庭用アプライアンスメーカー	電気電子機器	PP PS ABS	<p>以下の2025年に向けた目標を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 電化製品のプラスチック部品の大部分をリサイクルプラスチックで製造 • 同社製品/部品に4.45万トン/年のリサイクルプラスチックを使用
小売					
32	コープ・イタリ	イタリアの	食品・非食品	LDPE	以下を目標として、リサイクルプラスチックを含む自社ブランド

²⁹ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/unilever>

³⁰ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/voslauer-mineralwasser-gmbh>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_voslauer_mineralwasser_gmbh.pdf

³¹ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/whirlpool-emea-spa>

32	ア (Coop Italia soc. coop.)	協同組合で国内最大のスーパーマーケットチェーン		PP PET	製品を徐々に拡大。 <ul style="list-style-type: none"> 2025年までに以下のリサイクルプラスチックをEU市場に供給：LDPE：409トン/年、PP：396トン/年
33 33	イケア	スウェーデンの家具メーカー	家具	PP PET	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに全イケア製品と梱包材にリサイクル可能材料および/またはリサイクル材料を使用 2020年までに使い捨てプラスチック製品を世界中の同社製家具から排除 顧客用および社員用レストランやビストロ、カフェで提供される使い捨てプラスチック製品を段階的に廃止 2030年までに29の市場における小売事業全体での廃棄物25%削減、リサイクル率100%達成 IKEA Group Investments (Ingka Holding B.V.) の下で、人と地球に良い影響を与えるための投資を継続
34 34	カウフランド (Kaufland Stiftung & Co.)	ドイツの大規模スーパーマーケット	包装	PET	2025年までに自社ブランドの飲料ボトルへのリサイクル原料含有量の安定化および増加（2017年には、ペットボトルの約25%がリサイクル材料を利用して作られた）。

³² <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/coop-italia-soc-coop>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastics_pledge_statement_coop_italia.pdf

³³ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/ikea>

³⁴ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/kaufland-stiftung-co-kg>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_kaufland_.pdf

	KG)	トチェーン			
35 ³⁵	リドル (Lidl Stiftung & Co. KG)	ドイツのディスカウントスーパーマーケットチェーン	包装	PET	<p>自社店舗での流通のために自社ブランドで生産される飲料の包装へのリサイクル原料の含有量を増やす。目標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年までに同社製品/部品に3.78万トン/年のリサイクルプラスチックを使用
機械・部品サプライヤー					
36 ³⁶	アルフレッド・ケルヒャー (Alfred Kärcher SE & Co. KG)	ドイツの清掃技術企業	アプライアンス	PP ABS PA	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までにリサイクルプラスチックの利用を400%増加 サプライヤーによるリサイクルプラスチックの利用（ホイール製造用のリサイクルケーブル材料など）を許容 <p>同社はすでに製品のプラスチック加工から生じる生産廃棄物を再利用（ポストインダストリアル）するほか、古い自動車のバッテリーハウジングから得られたリサイクルプラスチックを自社製品に使用している。</p>
37 ³⁷	ネクストジェネレーション・リサイクリングマ	ドイツのプラスチックリサイクル	包装 建築・建設 自動車	LDPE HDPE PP	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルプラスチック原料に関するリアルタイム品質モニタリングのさらなる発展および国家標準の確立に取り組む

³⁵ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/lidl-stiftung-co-kg>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastics_pledge_statement_lidl_.pdf

³⁶ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/alfred-karcher-se-co-kg>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_karcher.pdf

³⁷ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/next-generation-recyclingmaschinen-gmbh>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_ngr.pdf

	シネン (Next Generation Recyclingmaschinen GmbH)	機械メーカー	電気電子機器 家庭・娯楽・スポーツ 農業 アプライアンス 家具 テキスタイル	PS PET ABS PA	<ul style="list-style-type: none"> 世界的事業基盤を確立するため、EU規格とISO規格をさらに推進
廃棄物回収事業者					
38 ³⁸	ヘラ・スパ (Hera Spa)	イタリアのプラスチックフィルム、微粒、フレークの製造メーカーHeraグループのマルチユーティリティ子会社	包装	LDPE HDPE PP PS PET PVC	<p>以下の2025年目標を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘラ・スパが回収しリサイクルするプラスチック量を2017年比で30%増(12万トン/年) グループ工場でリサイクル用に分別されるプラスチック量を2017年比で約50%増(6.5万トン/年) アリプラスト (Aliplast) 社が回収するプラスチック量を2017年比で約70%増(10万トン/年)
地方当局					

³⁸ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/hera-spa>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_hera_group.pdf

39 ³⁹	ポルトガル自治体横断廃棄物管理 (LIPOR)	ポルトガルの自治体団体	自治体団体	全プラスチック原料	<ul style="list-style-type: none"> • 広報活動と環境教育キャンペーンを展開し、リサイクル率を上げることで二次原料の質向上に取り組む • 持続可能な消費パターンの採用とプラスチック材料の置換により、プラスチックの使用を抑制 • 循環型公共調達を奨励し、100%リサイクル製品を使用することで、リサイクルプラスチック市場を刺激 • プラスチック廃棄物を防止し、トレーニングと教育を行うことで、使い捨てプラスチックの発生を防止 <p>以下の目標値を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2025年までに合計で1万140トンのプラスチックを家庭から回収
その他業界団体					
40 ⁴⁰	デンマーク醸造所連合	デンマークの醸造所およびボトラー業界団体	包装	PET	<p>需要側について、以下の2025年目標を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ペットボトルのリサイクル材含有量をボトル重量の50%まで増加 • リサイクル材を含有するペットボトルの割合を100%に <p>供給側の2025年目標は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リサイクル可能なPETの供給を年間1.7万トンに増やす • リサイクル可能な回収PETの品質を向上させ、回収PET (1.7万トン/年)の100%が新しいペットボトルを製造

³⁹ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/lipor-intermunicipal-waste-management-greater-porto-portugal>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_lipor.pdf

⁴⁰ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/danish-brewers-association>

					するための原料として使用されるようにする（食品接触材料）
41 ⁴¹	欧州ボトルウォーター組合	ベルギーを拠点とする欧州のボトルウォーターの業界団体	包装	PET	EUプラスチック戦略の附属書 III に即して、2025 年までに新しいボトルの生産に、少なくとも 25%（EU 平均で）リサイクル PET を含める
その他					
42 ⁴²	デンマーク産業連盟（DI）	デンマークの業界団体	製造・取引・サービス	その他	複数の業界からリサイクルプラスチックを使用するための誓約を集め、2025 年に同国全体で 20 万 2,412 トンのリサイクルプラスチックを利用する
43 ⁴³	ペットコア・ヨーロッパ（Petcore Europe）	ベルギーを拠点とする欧州の PET バリューチェーンを代表する業界団体	包装 テキスタイル	PET	2025 年に向けた誓約は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 飲料ボトル：市場に投入される PET の回収率を 90%に増やし、最終的な循環型用途で最大 25%のリサイクル含有量を目指す。

⁴¹ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/european-federation-bottled-waters>

⁴² <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/confederation-danish-industry-di>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_confederation_of_danish_industry_di.pdf

⁴³ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/petcore-europe>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_petcore_europe_.pdf

		体			<ul style="list-style-type: none"> シートとトレイ：リサイクルPETの平均含有率を70%とし、2025年までに年間で207万トンのリサイクルPETを使用（2017年は約123万トン）。
44 44	ポリオレフィン 循環経済プラットフォーム フォーム (PCEP)	ベルギーを 拠点とする 欧州のポリ オレフィン バリューチ ェーンを代 表する業界 団体	包装 建築・建設 自動車 電気電子機器 家庭・娯楽・スポ ーツ 農業 アプライアンス 家具 テキスタイル	LDPE HDPE PP	新製品におけるポストコンシューマリサイクルポリオレフィン廃棄物の使用を2025年までに年間300万トンに増やす（100万トンの増加）。
45 45	スウェーデン食 品小売事業者連 合 (Svensk Dagligvaruhand el)	スウェーデ ンの食品小 売業界団体	包装	LDPE HDPE PP PS PET	2022年までに全てのプラスチック包装をリサイクル可能にし、2030年までに全てのプラスチック包装をリサイクル可能な原料またはリサイクル原料から製造する。

⁴⁴ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/polyolefin-circular-economy-platform-pcep>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_pcep_january2019.pdf

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_pcep_sept_2018.pdf

⁴⁵ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/swedish-food-retailers-federation-svensk-dagligvaruhandel>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_svdh.pdf

				PVC	
46 46	ヴィニルプラス (VinylPlus)	欧州PVC業界 の任意コミ ットメント	PVC の全応用をカ バー	PVC	2020年までに80万トンのPVCをリサイクルするというコミットメントに基づき、2025年までに年間で最低90万トンのPVCと、2018年1月に発表された「欧州プラスチック産業の循環型経済自主的取り組み～50%のプラスチック廃棄物リサイクルに向けて」の枠組みで、2030年までに年間で最低100万トンのPVCを新製品にリサイクルする。

(出所) European Circular Economy Stakeholder Platform⁴⁷ (2020年1月31日時点のデータ) から作成

⁴⁶ <https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges/vinylplus>

https://circulareconomy.europa.eu/platform/sites/default/files/plastic_pledge_statement_vinylplus_.pdf

⁴⁷ https://circulareconomy.europa.eu/platform/en/commitments/pledges?field_cecon_plastic_material_tid=All&field_cecon_pledger_type_tid=All&field_cicon_market_area_tid=All&field_cecon_abstract_value=

表 10 プラスチック物質の略語表

ABS	ABS 樹脂
EPS	発泡スチロール
HDPE	高密度ポリエチレン
HIPS	耐衝撃性ポリスチレン
LDPE	低密度ポリエチレン
PA	ポリアミド
PET	ポリエチレンテレフタレート
PHA	ポリヒドロキシアルカン酸 (生分解性)
POM	ポリアセタール
PP	ポリプロピレン
PS	ポリスチレン
PU	ポリウレタン
PVC	ポリ塩化ビニル
XPS	押出法ポリスチレン

(出所) 各種資料を基に作成

3. 付属資料

欧州グリーン・ディール付属書「ロードマップ」¹

行動	予定表 (仮)
気候目標	
2050年気候中立目標を法制化する欧州「気候法」の提案	2020年3月(発表済)
責任ある方法で、少なくとも50%ないしは55%削減へ向けたEUの2030年気候目標を定める包括的な計画	2020年夏
排出量取引制度(ETS)指令、努力分担規則、土地利用・土地利用の変更・森林(LULUCF)規則、エネルギー効率指令、再生可能エネルギー指令、乗用車・バンからのCO2排出性能基準の見直しなど、引き上げられる気候目標の実現に向けた関連規制措置の改正案	2021年6月
エネルギー税指令の改正案	2021年6月
特定の分野への炭素国境調整メカニズムの提案	2021年
気候変動への適応に関するEUの新戦略	2020年/2021年
クリーンかつ安価で安全なエネルギー	
国家エネルギー・気候計画(NECP)の最終的案の評価	2020年6月
スマートな分野統合戦略	2020年
建築セクター向けの「リノベーションウェーブ」イニシアティブ	2020年
汎欧州ネットワークの評価と見直し - エネルギー規則	2020年
洋上風力戦略	2020年
クリーンな循環型経済の産業戦略	
EU新産業戦略	2020年3月(発表済)
持続可能な製品への取り組みを含め、特にテキスタイルや建設、電子機器、プラスチックなどの資源集約型セクターを焦点とする新たな循環型経済行動計画	2020年3月(発表済)
エネルギー集約型産業における気候中立および循環製品の主要市場を刺激する取り組み	2020年から
2030年に向けたゼロ炭素製鋼プロセスを支援する提案	2020年
バッテリーの戦略的行動計画と循環型経済を支援するバッテリー規制	2020年10月
廃棄物規制改正案	2020年から
持続可能なスマートモビリティ	
持続可能なスマートモビリティ戦略	2020年
代替燃料インフラの一部として、公共の充電および燃料補給ポイントの展開を支援するためのファンディング公募	2020年から
さまざまな輸送手段で持続可能な代替燃料の生産と供給を促進する規制オプションの評価	2020年から
複合輸送指令の改正案	2021年
代替燃料インフラ指令と汎欧州ネットワークの見直し - 運輸規則	2021年

¹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/european-green-deal-communication-annex-roadmap_en.pdf

鉄道と内陸水路のキャパシティを増やし、より適切に管理するための取り組み	2021年から
内燃機関車のより厳しい大気汚染物質排出基準の提案	2021年
共通農業政策のグリーン化／「農場から食卓へ」戦略	
欧州グリーン・ディールと農場から食卓へ（Farm to Fork）戦略の目標に関連した国家戦略計画案の検討	2020年～2021年
「農場から食卓へ」戦略 農薬の使用とリスクおよび肥料と抗生物質の使用を大幅に削減するための立法を含む措置	2020年春 2021年
生物多様性の保存と保護	
EUの生物多様性戦略2030	2020年3月
生物多様性を損失させる主な要因対策	2021年から
EUの新たな森林戦略	2020年
森林破壊を伴わないバリューチェーンの支援措置	2020年から
汚染ゼロ実現に向けた目標	
持続可能性に関する化学戦略	2020年夏
水、大気、土壌汚染ゼロ行動計画	2021年
大規模産業施設からの汚染対策の見直し	2021年
EUのすべての政策において持続可能性を重視	
公正な移行ファンドと持続可能な欧州投資計画を含む、公正な移行メカニズムの提案	2020年1月 （発表済）
持続可能な金融戦略の見直し	2020年秋
非財務情報報告指令の見直し	2020年
EU加盟国およびEUのグリーン予算慣行を検査し、ベンチマークを設定する取り組み	2020年から
環境とエネルギーの国家補助金ガイドラインを含む、関連の国家補助金ガイドラインの見直し	2021年
グリーン・ディールの目的に即して新欧州委員会の全イニシアティブを調整し、イノベーションを促進	2020年から
ステークホルダーによる欧州グリーン・ディールの実現有効性を低下させる一貫性のない法令の特定および是正	2020年から
ヨーロッパンセメスターにおける持続可能な開発目標の統合	2020年から
グローバルリーダーとしてのEU	
EUが引き続き国際的な気候と生物多様性に関する交渉を主導し、国際的な政策枠組みをさらに強化	2019年から
加盟国の協力の下でのEUのグリーン・ディール外交の強化	2020年から
パートナー国などに行動を促し、行動と政策の同等性を確保するための二国間の努力	2020年から
西バルカン地域に関するグリーンアジェンダ	2020年から
共同作業－欧州気候協定	
欧州気候協定（European Climate Pact）の開始	2020年3月
第8次環境行動プログラム（EAP）の提案	2020年

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190051>

「欧州グリーン・ディールの概要と循環型プラスチック戦略にかかわる
EU および加盟国のルール形成と企業の取り組み動向」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1- 12-32

Tel. 03-3582-5569